

平成27年第2回定例会

東吾妻町議会会議録

平成27年 6月 5日 開会

平成27年 6月16日 閉会

東吾妻町議会

平成27年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	6
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○行財政改革推進特別委員会委員の選任について	9
○行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	11
○発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	11
○八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員の選任について	12
○八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	14
○発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○地方創生調査特別委員会委員の選任について	15
○地方創生調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	17
○発委第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	17
○議会広報対策特別委員会委員の選任について	18
○議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	20
○選挙第1号	20

○諮問第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	21
○同意第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	22
○同意第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	23
○同意第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	24
○同意第4号～同意第6号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	25
○同意第7号及び同意第8号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	27
○報告第1号の上程、説明、質疑	28
○議案第1号の上程、説明、議案調査	29
○議案第2号の上程、説明、議案調査	35
○議案第3号の上程、説明、議案調査	36
○請願書の処理について	37
○散会の宣告	37

第 2 号 (6月15日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	39
○職務のため出席した者	40
○開議の宣告	41
○議事日程の報告	41
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	41
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	42
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	43
○請願書の委員会審査報告	43
○発委第5号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	45
○閉会中の継続審査(調査)事件について	46
○町政一般質問	49
須崎幸一君	49

山田信行君	53
樹下啓示君	62
竹淵博行君	68
青柳はるみ君	75
○延会について	82
○延会の宣告	82

第 3 号 (6月16日)

○議事日程	83
○本日の会議に付した事件	83
○出席議員	83
○欠席議員	83
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	83
○職務のため出席した者	84
○開議の宣告	85
○議事日程の報告	85
○町政一般質問	85
金澤敏君	85
佐藤聡一君	93
重野能之君	101
○町長挨拶	108
○議長挨拶	108
○閉会の宣告	109
○署名議員	111

平成27年 6 月 5 日 (金曜日)

(第 1 号)

平成27年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第1号)

平成27年6月5日(金) 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 発委第1号 行財政改革推進特別委員会設置に関する決議について
- 第6 行財政改革推進特別委員会委員の選任について
- 第7 行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第8 発委第2号 八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会設置に関する決議について
- 第9 八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員の選任について
- 第10 八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第11 発委第3号 地方創生調査特別委員会設置に関する決議について
- 第12 地方創生調査特別委員会委員の選任について
- 第13 地方創生調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第14 発委第4号 議会広報対策特別委員会設置に関する決議について
- 第15 議会広報対策特別委員会委員の選任について
- 第16 議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 第17 選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙
- 第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第19 同意第1号 東吾妻町副町長の選任について
- 第20 同意第2号 東吾妻町監査委員の選任について
- 第21 同意第3号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第22 同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23 同意第5号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第24 同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第25 同意第7号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について

- 第26 同意第8号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について
- 第27 報告第1号 平成26年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第28 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について
- 第29 議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第30 議案第3号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第31 請願書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理者	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 長
議 係 水 出 淳

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本日ここに平成27年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本定例会には、特別委員会の設置、人事案件及び補正予算案等、重要案件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長を初め執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、お願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成27年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

水無月を迎え、各地で田植えもあらかた終わり、梅雨を迎える季節となりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

さて、4月より役場の組織改正が行われ、3カ月目に入りましたが、おかげさまで町政事務も順調に執行されている状況でございます。議会におきましても、改選後の臨時議会が5

月13日に開催をされ、議会体制が整いましたので、今後さらに連携を深めながら町政発展のために取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本定例会では、人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件9件、平成27年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係3件、報告関係1件を提案させていただき予定でございます。

慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより、平成27年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、5番、竹渕博行議員、6番、佐藤聡一議員、7番、根津光儀議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は12日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は6月8日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。限られた時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後もより一層皆さんに協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力をいただけますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

6月26日開催予定の群馬県町村議会議長会主催新議員研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告いたします。

去る5月20日に実施した杉並区役所への議長及び副議長就任挨拶について、9番、山田議員より報告願います。

9番、山田議員。

(9番 山田信行君 登壇)

○9番(山田信行君) それでは、ご報告申し上げます。

5月13日に就任いたしました議長、副議長、5月20日に友好自治体である杉並区役所へ就任のご挨拶にまいりました。

当庁のご配慮もありまして、田中区長を初め副区長2名、担当部長、担当職員2名、区長応接室にていろいろなお話をさせていただきました。

また、杉並区議長、副議長選が当日ありました。議長に、はなし俊郎議長、横山えみ副議長が就任され、ともに議長室でお話をさせていただきました。いろいろなお話の中で皆さんがおっしゃるのは、杉並区とわが町東吾妻町がなお一層の交流を深めていきたいという意見統一ができたというふうに思います。

以上、杉並区役所への議長及び副議長就任の挨拶の報告とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 山田議員の報告を終わります。

続いて、5月22日及び25日に開催されました当議会主催の新議員等研修会について、3番、小林議員より報告願います。

3番、小林議員。

(3番 小林光一君 登壇)

○3番(小林光一君) それでは、新議員研修について小林よりご報告させていただきます。

4月の町議会議員選挙におきまして、里見議員と小林の2名の新人議員と竹淵議員の元議員が当選しました。この3名の新議員研修が5月22日、5月25日の2日間にわたって行われました。

まず、一場明夫議長より新人議員の研修に当たりご挨拶があり、1つ、議会での活動を優先してほしいこと、2つ、議員として良識ある振る舞いをしてほしいこと、3つ、いつまでも新人ではなく、早くなれてほしいとの要望がございました。それに引き続きまして、各課の課長より各課が担当する領域、また、各課の当面の課題等につきまして説明がございました。私たちも質問させていただき、丁寧なご回答をいただき、大筋理解させていただきました。この研修を通して、議員としてのオブリゲーションを痛感し、今後東吾妻町のために誠心誠意務めてまいりたいと思います。

以上で、簡単でございますがご報告とします。

○議長(一場明夫君) 小林議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第5、発委第1号 行財政改革推進特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

(議会運営委員長 茂木恒二君 登壇)

○議会運営委員長(茂木恒二君) おはようございます。

発委第1号 行財政改革推進特別委員会設置についての趣旨説明を行います。

当議会の特別委員会設置につきましては、5月27日の議会運営委員会並びに5月29日の全員協議会で議員の皆さんに協議をしていただき、本日提案するものでございます。

名称は、行財政改革推進特別委員会。

付託調査事項については、1、行財政改革推進に関すること、2、庁舎建設に関すること、3、町有施設の有効活用に関することであります。

委員の定数は7名でございます。

調査期間は、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものいたします。

これらについては、現任期で終了することは難しいと思いますので、調査の中間報告を定例会ごとにいただきながら活動していただければと思います。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎行財政改革推進特別委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 日程第6、行財政改革推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

行財政改革推進特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、

それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 行財政改革推進特別委員会委員の氏名を申し上げます。

小林光一議員、竹渕博行議員、山田信行議員、茂木恒二議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、浦野政衛議員。

以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ行財政改革推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、行財政改革推進特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしくお願いいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任された委員長が進行していただきたいと思っております。互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩をとります。

（午前10時17分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前10時26分）

◎行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 日程第7、行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま行財政改革推進特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告ができましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告。

委員長、金澤敏議員、副委員長、小林光一議員。

以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり、行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、行財政改革推進特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、発委第2号 八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 茂木恒二君 登壇）

○議会運営委員長（茂木恒二君） それでは、発委第2号 八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の設置についての趣旨説明をさせていただきます。

この特別委員会の設置につきましても、5月27日の議会運営委員会並びに5月29日の議員全員協議会で皆さんに協議をしていただき、提案するものでございます。

名称は、八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

付託調査事項は、1、八ッ場ダム建設及び下流・周辺地域振興対策に関すること、2、上信自動車道建設に関することでございます。

委員会の定数は7名であります。

ハッ場ダム関連事業及び上信自動車道建設に関することは、町内各地区で関連する事業が推進されておりますので、今後さらに町民の負託に応えるために調査をしていただきたいと思っております。調査期間は、本件の終了の議決をするまでとなっておりますが、この付託事項につきましても現任期中で調査が終了するものではありません。調査の中間報告を定例会ごとに行いながら活動いただければと思っております。

以上をもって、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にならぬようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 日程第9、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君）　ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員の選任について、朗読申し上げます。

里見武男議員、重野能之議員、佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、山田信行議員、須崎幸一議員。

以上です。

○議長（一場明夫君）　ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思ひます。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしくお願ひいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任された委員長が進行してください。互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩をとります。

（午前10時32分）

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

（午前10時44分）

◎ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員長・副委員長の互選

結果の報告

○議長（一場明夫君） 日程第10、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいまハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を申し上げます。

委員長、根津光儀議員、副委員長、里見武男議員。

以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、発委第3号 地方創生調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 茂木恒二君 登壇）

○議会運営委員長（茂木恒二君） それでは、発委第3号 地方創生調査特別委員会の設置についての趣旨説明をさせていただきます。

この特別委員会も、5月27日の議会運営委員会並びに5月29日の議員全員協議会で皆さんに協議していただき、本日提案するものでございます。

名称は、地方創生調査特別委員会。

付託事項は、1、地方版総合戦略策定及び効果に関すること、2、少子化対策及び定住促進に関することでございます。

委員会の定数は13名であります。

人口急減、超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し、町の特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう取り組むことが急務となっております。実効性のある地方創生を推進するために、議会においても十分な調査、検討をしていかなければなりません。調査期間は、本件の終了の議決をするまでとなっておりますが、この付託事項につきましては現任期で調査が終了するというものではありません。調査の中間報告を定例会ごとにいただきながら活動いただければと思っております。

以上をもって、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎地方創生調査特別委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 日程第12、地方創生調査特別委員会委員の選任についてを議題といた

します。

地方創生調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 地方創生調査特別委員会委員の選任について、委員氏名を申し上げます。

里見武男議員、小林光一議員、重野能之議員、竹淵博行議員、佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、山田信行議員、茂木恒二議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、須崎幸一議員、浦野政衛議員。

以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ地方創生調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、地方創生調査特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしく願いいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任された委員長が進行してください。互選が終わり次第、本会議を再開したいと思います。

（午前10時50分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎地方創生調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 日程第13、地方創生調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま地方創生調査特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 地方創生調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を申し上げます。

委員長、青柳はるみ議員、副委員長、浦野政衛議員。

以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり、地方創生調査特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、地方創生調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、発委第4号 議会広報対策特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 茂木恒二君 登壇）

○議会運営委員長（茂木恒二君） 発委第4号について、それでは趣旨説明をさせていただきます。

この特別委員会についても、議会運営委員会、全員協議会で議員の皆さんに協議をいただ

き、本日提案するものであります。

名称は、議会広報対策特別委員会。

付託調査事項については、議会広報に関する調査・研究であります。

委員の定数は7名です。

調査期間は、本件が終了の議決をするまでとなっておりますが、紙面の充実及び定例会ごとの広報発行について活動していただきたいと思っております。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議会広報対策特別委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 日程第15、議会広報対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 議会広報対策特別委員会委員の選任について、委員氏名を申し上げます。

里見武男議員、小林光一議員、重野能之議員、竹淵博行議員、山田信行議員、金澤敏議員、浦野政衛議員。

以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ議会広報対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、議会広報対策特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしくお願いいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任された委員長が進行してください。互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

暫時休憩をとります。

（午前11時14分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時23分）

◎議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 日程第16、議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま議会広報対策特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を申し上げます。

委員長、山田信行議員、副委員長、重野能之議員。

以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり、議会広報対策特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で、議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

◎選挙第1号

○議長（一場明夫君） 日程第17、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

烏帽子山植林組合議会議員に小林光一議員、重野能之議員、根津光儀議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました小林光一議員、重野能之議員、根津光儀議員を烏帽子山植林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました3名が烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町の人権擁護委員5名のうち、加部精一様が本年9月30日をもって任期満了となることに伴い、前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がありました。

人権擁護委員は地域住民の中から、人格、識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、社会的人望を有するなど、人権擁護に理解のある方を推薦することとされております。

町としても慎重に考慮する中で、今回任期満了となられる加部精一様に引き続きお願い申し上げたところ、快く内諾を得られましたので、再度推薦したいと考えております。

加部様は、萩生618番地在住で年齢は62歳、平成24年10月1日から1期3年間、人権擁護委員としてご活躍をされてきました。

町としては、加部様が人権擁護委員の推薦基準を満たし、本人の希望も考慮し、再任依頼ということで本会議に提案を申し上げた次第でございます。

推薦に当たり、議会のご意見を賜りたく諮問申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件については、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、同意第1号 東吾妻町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町副町長の渡辺三司さんが6月7日をもって任期満了になります。引き続きお願いしたいと考えておりますので、ご同意をお願いする次第でございます。

渡辺三司さんは、昭和49年3月に群馬県立中之条高等学校を卒業、同年4月から吾妻町役場に奉職され現在に至っており、行政関係の知識は豊富で人格、識見ともに最適であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、ご同意をいただきますと6月8日に選任する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2番から10番起立、12番から14番起立。

起立多数。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 地方自治法第117条の規定によって、12番、青柳はるみ議員の退場を求めます。

（12番 青柳はるみ君 退場）

○議長（一場明夫君） 日程第20、同意第2号 東吾妻町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号 東吾妻町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします監査委員につきましては、議員の中から選任される監査委員の任期が満了になっておりますので、地方自治法第196条の定めるところにより、議会の同意を得て選任するものでございます。

議員の青柳はるみさんは、議員さん方もご存じのように、人格も高潔であり、識見も豊富でございます。監査委員として最適任者と存じますので、ご同意を賜りますようよろしくお

願ひ申し上げます。

なお、ご同意いただきますと6月8日に選任する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件については、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2番から10番起立、13番から14番起立。

起立多数。

したがって、本件は同意されました。

青柳はるみ議員の入場を許可いたします。

（12番 青柳はるみ君 入場）

◎同意第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第21、同意第3号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第3号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町教育委員会委員、東吾妻町大字矢倉在住の森田由紀夫さんを新たに任命したいと思いますので、ご同意をお願いする次第でございます。

森田由紀夫さんは、昭和50年3月に群馬大学を卒業し、4月に坂上小学校教諭に採用され

ました。以来38年間にわたり教職の道を歩まれ、平成25年3月に岩島中学校長として退職をされ、平成25年、26年には岩島幼稚園長としてお世話になり、現在に至っております。経歴のあらわすとおり、教育関係の知識は豊富で人格も高潔であり、まことに適任と考えております。

なお、同意をいただきますと6月21日に任命する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第4号～同意第6号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、
採決

○議長（一場明夫君） 日程第22、同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第23、同意第5号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第24、同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第4号、同意第5号、同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、主に固定資産課税台帳に登録をされた評価等の事項について納税義務者の不服を審査、決定するため、また固定資産税の運営の適正、公平を期する見地から選任するもので、独立の機関として設置することとなっております。地方税法により定数は3名、任期は3年と規定されております。今回お願いする方は3名を予定しております。

山崎孝利さんにつきましては平成15年12月から、佐藤勉さんについては平成21年7月から、飯塚理さんにつきましては弁護士でもあり、平成13年5月から固定資産評価審査委員会委員の職務に長く従事しておりますので、学識経験者として適任と考えております。

ご同意をいただければ、所定の手続きをとりまして7月1日付で選任する予定でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件については、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

それでは、最初に同意第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第7号及び同意第8号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、
採決

○議長(一場明夫君) 日程第25、同意第7号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任について及び日程第26、同意第8号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第7号、同意第8号 東吾妻町懲戒審査委員会委員の選任につきましては、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

懲戒審査委員会委員は、職員の懲戒処分について審査をしていただくわけでございます。懲戒審査委員会設置規則第2条の規定により、委員は3名で組織され、学識経験を有する者のうちから2名を議会の同意を得て町長が任命するものでございます。

任期は2年と規定されております。今回お願いする方は平成21年から委員としてお世話になっており、弁護士の市場和政さんと横山幸正さんのお二人で、適任者と考えております。

なお、ご同意いただければ、6月30日付で選任する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

それでは、最初に同意第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第27、報告第1号 平成26年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 報告第1号 平成26年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、平成26年12月定例議会、平成27年3月定例議会等で議決をいただきました繰越明許費の繰越計算書で、合計10事業がございます。

一覧のとおり、繰越事業費の確定額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、本件の報告を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第28、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに2,739万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を84億8,860万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費補正が主な内容でございます。

歳入につきましては、中学校の統合に伴い交付されるへき地児童生徒援助費等補助金として3,167万7,000円を国庫支出金に計上いたしました。

そのほかに、財政調整基金繰入金が6,049万9,000円の減額となっております。

歳出の詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

先ほど町長が申し上げましたけれども、今回、補正をお願いする額は、歳入歳出をそれぞれ2,739万2,000円減額をし、総額を歳入歳出それぞれ84億8,860万8,000円とするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金ですが、中学校の統合に伴い交付されるへき地児童援助費等補助金3,167万7,000円の追加でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金でございますが、今回の補正は減額補正でございますので、財政調整基金からの繰入金を6,049万9,000円減額をし、歳入部分の調整をこのところで行うものでございます。

20款の諸収入、4項雑入でございますが、魅力あるコミュニティ助成事業助成金140万円の追加と、水仙ちゃん着ぐるみ利用料3万円の追加のお願いでございます。魅力あるコミュニティ助成事業助成金ですが、市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじの交付金を財源として自治会、町内会、地域コミュニティ組織の活動に必要な設備、施設の整備に対して市町村を通じて助成されるものでございます。

歳出の補正につきましては、人事異動に伴う人件費補正がほとんどでございますけれども、各課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは7ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費及び2款1項1目一般管理費でございますが、人事異動に伴います人件費の減額でございます。次の2目行政振興費でございますが、地域振興事業補助金の減額につきましては、機構改革に伴う予算項目の移動でございます。

次のページの魅力あるコミュニティ助成事業助成金は、岡崎公民館の備品購入に対する助成金でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 9目の企画費、40万円の追加のお願いでございますが、これは、4月1日からの組織の見直しに伴い、当初予算でご議決をいただいております17目の地域活性化対策費より東洋大学との連携に関する部分を企画調整事業に組み替えをして追加するものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

2款総務費、1項総務管理費、17目の地域活性化対策費の252万8,000円の追加のお願いでございます。

これは機構改革に伴い新しく地域政策課ができたことで、企画課や総務課で所管していた予算を地域政策課へ所管がえするものや、4月より町のマスコットキャラクター水仙ちゃん

の管理運営を行っておりますが、その管理運営費用の追加でございます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、18目の交流事業推進費の18万9,000円の追加のお願いでございます。これは、都市交流促進事業を新たに事業立てをし、7款1項商工費の東吾妻ふるさと祭阿波踊り出演事業からこちらのほうへ組み替えし、行うものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

2款2項1目税務総務費では908万5,000円の追加のお願いでございます。2節給料から4節共済費まで、一般職員9名の異動及び給与改定所要額でございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

9ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費618万円の追加のお願いでございます。人事異動に伴う職員人件費5名分でございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 7項1目ダム対策総務費770万3,000円減額のお願いでございます。内訳として、ダム対策総務費810万3,000円の減額は、人事異動及び給与改定に伴うダム対策係2名の職員人件費でございます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

1目のダム対策総務費のふれあい公園事業につきましては、修繕料40万円の追加のお願いでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2款総務費、8項事業費、1目岩櫃ふれあいの郷総務費については、人事異動並びに給与改定に伴う所要額として269万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、5目国民宿舎管理費については吾妻荘の管理費として、9月までの町の管理を想定しまして、電気料など176万9,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、2款総務費、9項温泉事業費、2目温泉センター管理費については、人事異

動並びに給与改定に伴う所要額として13万7,000円の減額でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

2款9項3目温泉センター食堂費については、給与改定に伴う所要額の9万1,000円の減額をお願いでございます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 3款の民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費878万2,000円の追加のお願いでございます。ごらんのように、本庁保健福祉課職員10名分の人件費489万4,000円の追加と、臨時福祉給付金返還金388万8,000円のお願いでございます。平成26年度の臨時福祉給付金事業につきましては、事業確定による国庫補助金の精算を27年度で行うための計上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、4目の老人福祉費では18万2,000円の減額でございます。これは地域包括支援センターの人件費分の減額でございます。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく6目国民健康保険費933万3,000円の減額をお願いでございます。これにつきましても人事異動に伴う職員人件費3名分でございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 12ページをお願いいたします。

2項1目の児童措置費53万2,000円の追加でございます。これは子育て世帯臨時特例給付金返還金でございます。先ほどの臨時福祉給付金同様27年度での精算によるものでございます。

続きまして、2目の保育所費ですが、ごらんのとおり保育所職員の人件費として38万7,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、4款の衛生費をお願いいたします。

1項1目の保健衛生総務費498万6,000円の追加のお願いでございます。最初の保険総務費179万5,000円の追加ですが、ごらんのとおり保健センター職員の人件費の追加でございます。よろしくお願いたします。

次の国保特別会計施設勘定繰出金319万1,000円の追加は、後ほど、本特別会計で説明がございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。

13ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費及び2目農業総務費でございますが、ともに人事異動に伴う増額をお願いでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては13万1,000円の減額でございます。この内訳としましては、人事異動並びに給与改定に伴う所要額として24万4,000円の減額、観光宣伝事業の備品購入費として10万円の追加、温川キャンプ場の管理事業としまして20万円の追加、機構改革に伴う企画課との予算の所管がえによる、ふるさと祭の阿波踊り出演事業の18万8,000円の減額を含むものでございます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 失礼しました。先ほどの説明は、商工費、商工総務費につきましては13万1,000円の減額でございますが、人事異動並びに給与改定に伴うものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

3目の観光費でございます。補正額が11万2,000円の追加のお願いでございます。先ほど申し上げましたこの内訳としましては、観光宣伝費の備品購入10万円の追加、温川キャンプ場の管理事業としまして20万円の追加、それと企画課との予算の所管がえによる出演事業の18万8,000円の減額です。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午前 11時59分)

○議長（一場明夫君） 再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（高橋 修君） それでは、14ページの中ほど、8款の土木費から私のほうで説明をさせていただきます。

8款1項1目道路橋りょう総務費85万円減額のお願いでございます。人事異動に伴う建設課職員13名の人件費でございます。

続きまして、2目道路維持費200万円追加のお願いでございます。当初、町道長寿園線の側溝布設がえ工事を予定していましたが、工事請負費300万円を減額し、道路への落石等緊急性もあるため、要望箇所の測量、設計、監理委託料として500万円追加のお願いでございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

15ページをお願いいたします。

8款2項3目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金1,019万5,000円の追加のお願いでございます。この内容につきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、消防団支援隊の傷害保険料と運営補助金及び工事請負費として、岩井・萩生地区の火の見やぐら解体工事費の追加でございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございますが、726万7,000円の減額のお願いでございます。人事異動に伴います人件費でございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費では、部活動、各種大会及び強化練習試合参加のための自動車等借り上げ料として384万4,000円の追加のお願いでございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、5目給食センター運営管理費では871万4,000円の減額のお願いでございます。4月の人事異動と6月末で退職者が出るということでの人件費の減額でございます。正

職員が減る関係で臨時職員の賃金、社会保険料等については増額となっております。

2項小学校費、1目学校管理費では、人事異動に伴います人件費14万1,000円の追加のお願いでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では294万6,000円の追加のお願いでございます。人事異動に伴います人件費42万4,000円の減額と東吾妻中学校テニスコート支柱修繕料等150万円、廃校分の保守点検、施設管理委託料合わせて176万円、リース料11万円、いずれも追加のお願いでございます。2目教育振興費ではウイルス対策ソフトウェアリース料9万8,000円の追加のお願いでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では人事異動に伴います人件費227万円の追加のお願いでございます。

6項保健体育費、3目施設管理費ではスポーツ広場藤棚改修の工事請負費として37万1,000円の追加のお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第29、議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、施設勘定、歳入歳出それぞれ319万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,489万4,000円とするものでございます。

主な内容は、4月の人事異動に伴う人件費と医療用機械器具費の追加補正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

それでは、国保特別会計施設勘定の補正について、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、4款1項1目一般会計繰入金319万1,000円の追加のお願いでございます。これは、先ほどの一般会計の4款1項1目保健衛生総務費、国保特別会計施設勘定繰出金319万1,000円でございます。

次に歳出ですが、1款1項1目一般管理費34万7,000円の追加でございます。内容につきましては、人事異動に伴う職員人件費でございます。

続きまして、2款1項2目医療用機械器具費284万4,000円の追加のお願いでございます。これは内視鏡システム胃カメラの故障に伴う修理費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第30、議案第3号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,019万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,763万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入でございますが、5款1項1目の一般会計繰入金1,019万5,000円の追加のお願いでございます。職員の異動に伴うものでございます。

続きまして、歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費1,019万5,000円の追加のお願いでございます。これは職員の異動に伴う人件費の追加によるものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎請願書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第31、請願書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書は、お手元に配付した請願文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託しますので、その審査を6月12日までに終了するようお願いいたします。

請願書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるよう願います。

なお、次の本会議は6月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時10分）

平成27年 6 月 15日 (月曜日)

(第 2 号)

平成27年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第2号)

平成27年6月15日(月)午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)
- 第2 議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第3 議案第3号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第4 請願書の委員会審査報告
- 第5 発委第5号 意見書の提出について(所得税法第56条の廃止を求める意見書)
- 第6 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第7 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君

企 画 課 長	佐 藤 喜 知 雄 君	地 域 政 策 課 長	浅 見 梅 雄 君
保 健 福 祉 課 長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	丸 山 和 政 君	農 林 課 長	松 井 秀 之 君
建 設 課 長	高 橋 修 君	上 下 水 道 課 長	土 屋 利 夫 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	荒 木 博 之 君	教 育 課 長	角 田 豊 君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 議 係	水 出 淳
-------------	---------	--------------------	-------

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、お願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第1、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第3号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第4、請願書の委員会審査報告を行います。

請願5号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、去る6月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) それでは、総務建設常任委員会に付託されました請願5号の審査結果をご報告申し上げます。

去る6月5日、本会議で総務建設常任委員会へその審査を付託されました請願5号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願であります。

提出者は、吾妻民主商工会婦人部、平形典子様、紹介議員、金澤敏議員であります。

3月8日、総務建設常任委員会を開催し、説明員として平形典子様ほか1名の出席を求め、なお、審査結果につきましては皆様方のお手元に配付してあるので、ご確認ください。

3月9日にこの審査を行い、委員各位の慎重審議の結果、当委員会としては採択すべきものと決しました。本会議におかれましても同様のご理解を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

なお、先ほど委員長のほうから3月という発言があったと思いますが、6月の間違いだと思いますので、ここで訂正、確認をお願いしたいと思います。

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) 大変失礼いたしました。6月5日の本会議はよかったですけども、総務委員会、3月8日、9日と申し上げましたけれども、6月8日と6月9日の間違いです。失礼しました。

○議長(一場明夫君) 質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎発委第5号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第5、発委第5号 意見書の提出について(所得税法第56条の廃止を求める意見書)を議題といたします。

提出者は、趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) 発委第5号 意見書の提出についてでありますけれども、地方自治法第99条の規定によりまして、所得税法第56条の廃止を求める意見書を関係行政庁に対し提出するものといたします。

なお、意見書につきましては裏面に記載をしてありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

平成27年6月15日提出。提出者、総務建設常任委員会委員長、樹下啓示。

以上でございます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(一場明夫君) 日程第6、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 文教厚生常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

(行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇)

○行財政改革推進特別委員長(金澤 敏君) では、行財政改革推進特別委員会のこの6月定例会での報告をさせていただきます。

去る6月10日に、町長、副町長、総務・企画両課長出席のもと、特別委員会を開催いたしました。当特別委員会は、5月に議員改選があったことから、新たなメンバーでの発足となりました。今までの行財政改革の問題点をメンバー全員の共通認識にするために、まずは3月議会での説明を、重複はしますが、執行部からの説明を求めました。

最初に、3月議会以降の行財政改革推進本部の動きや、総合戦略本部への移行の経過説明については、今までの行革推進本部が総合戦略本部では部会になったことへの危惧や、それまでの行革推進プランの総括を行うべきとの意見が出されましたが、執行部側としては、引

き続き行革はしっかりと推進していくとの答弁がありました。

次に、行財政改革推進プランの骨子と、3月2日に行革推進本部が決定した行財政改革推進プラン実施計画を中心に、企画課より説明を求めました。特に各委員から意見や質問が噴出したのは、町財産の適正管理の項の役場本庁舎の建設促進の項目でありました。3年間の計画では、本年度は転用改築のための調査、設計を実施するとのことですが、28年度には岩櫃ふれあいの郷の新庁舎への転用改築のための詳細設計を行い、詳細なスケジュールを作成とありました。29年度には改築工事を開始と記述されていたことから、異論や疑問等が多数出されたわけです。質疑から見てきたことは、岩櫃ふれあいの郷が本当に総合窓口サービス、ワンストップサービスやマイナンバー制度移行に耐えられる施設になるのかを見きわめる段階であるということです。

行革本部の方針はふれあいの郷とのことですが、これからの設計、調査を終了した時点で検討を再度行うことを町長は表明いたしました。しかし、本部の基本的な考えは、調査した結果、庁舎に適さないとの結論が出れば再検討するが、それまではふれあいの郷を利用していくのが基本方向とのことでありました。4月1日までには新庁舎建設検討委員会を立ち上げるとのことです。耐震のことなど勘案すれば、早急に決めなくてはなりません、町民に対してしっかりと説明できる内容が求められているのではないのでしょうか。

アウトソーシングの項目では、桔梗館の指定管理者制度の指定期間の満了に伴い、次期指定に透明性を求める意見が出されたことに関しては、指定管理者選定委員会の意見を求めるとの答えでありました。

次に、総合計画と実際の町が行っている施策が一致しないのではないかと疑問が出されましたが、年度年度の見直しとの総合計画の信頼を損なうような不明確な答えが出てまいりました。

最後に、総務課から人事評価制度についての説明があり、既に試行を6月1日より行っているとのことでした。この制度は、地方公務員法の一部を改正する法律が5月14日に公布されたことによるものです。当町では既に2回ほど試行を行いましたが、いまだ本格的な運用にはなっていないのが現状です。成り行きを注意深く見守ってまいりたいと思います。

最後になりますが、3月議会で示された行財政改革推進プラン実施計画書内の計画的な財政管理の項目での将来負担比率は、新規の町債を入れ忘れたことで著しく変わったことが報告されましたことをつけ加えます。

これで行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君）　八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長　根津光儀君　登壇）

○八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（根津光儀君）　八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の報告を行います。

当特別委員会は、6月5日、本会議において設置が議決され、7名の委員が選任されました。付託事項は、1、八ッ場ダム建設及び下流周辺地域振興対策に関する事、2、上信自動車道建設に関する事です。

6月11日、会期中の特別委員会を開催いたしました。説明者として、町長ほか役場職員、国交省八ッ場ダム工事事務所矢崎所長ほか職員、県八ッ場ダム水源地域対策事務所大竹所長ほか職員、中之条土木事務所職員の皆様に出席をいただきました。

町建設課より、第1回定例会より今定例会までのダム関連の経過説明を受けました。

その後、国交省八ッ場ダム工事事務所、群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所、中之条土木事務所、町建設課、地域政策課、それぞれの担当者より事業の進捗について説明を受けた後、質疑が行われました。JR廃線敷について多くの議論がなされました。大柏木地区の骨材プラントヤード、骨材搬出経路について質疑があり、現地調査の必要が提案されました。

ダム関連の質疑の後、建設課長より上信道建設の現状について説明を受け、質疑を行いました。当町にかかわる延長が25.7キロにも及ぶ上、進捗状況に地域差があり、全容がつかみにくいのが実情です。議員として地域の皆様の疑問に対応していく上でも現地調査の必要があるとのことで、今後、現地調査を行っていくことが確認されました。

以上、雑駁ですが、報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君）　地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

（地方創生調査特別委員長　青柳はるみ君　登壇）

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君）　それでは、ご報告申し上げます。

地方創生調査特別委員会は、今定例会で発足しました。

国内は2008年よりの急激な少子高齢化になり、当町も人口の減少がとまりません。30年、50年先を見て、ここ5年のまち・ひと・しごとビジョンを町が立てるに当たり、当町の現実を直視し、調査研究するとともに、町の資源を認識し、政策提言できるまで議論していく、議長を委員外議員とする13人全員で特別委員会をつくりました。今後、全員で現地視察、調

査研究をして、議論を尽くしていきます。

以上、報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第7、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 13番議員、須崎幸一議員。

（13番 須崎幸一君 登壇）

○13番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問をいたします。

辺地総合整備計画について質問をいたします。

この計画の目的は、他の地域との住民の生活・文化水準の著しい格差の是正を図るために、公共的施設の整備をするものであります。

当町における辺地として挙げられている地域は、8辺地ほどありますが、坂上地区に半数以上あるようであります。高齢化率が最も高いのもこの地区でございます。この地域住民の

人たちが地域活性化のためにどのようにすべきか、真剣に取り組んでおられることも認識しているところでございます。

町として、この辺地総合整備計画を策定し実施することで、町の周辺地域の発展が図られることを期待をするものでございます。

そこで、具体的な質問をいたします。

辺地総合整備計画について、町長はどのような基本的な考えにより実施するのか、具体的に質問をいたします。

1 番目として、総合計画や過疎計画と比較いたしまして、どのような位置づけなのか。

2 番目として、事業計画の実施に当たり、財政的優位性についてどう考えているのか。

3 番目として、事業期間と規模の決定についての町長の考え方は何か。

4 番目として、計画の中に地域住民の要望等を反映するために必要なことは何かでござい
ます。

次に、現在の実施状況について質問いたします。

1 番目として、町村合併後の辺地債事業は何か。そして効果として挙げられることは何か。

2 番目として、現在実施している進捗状況はどうなっているのか。

3 番目として、地元説明会等はされているのか。

4 番目として、課題としてどのようなことが挙げられるのか。

次に、群馬県との協議を含めてこの計画が策定されると思いますが、どのような過程を経てこの計画書を作成し、実施するのか。

次に、現在の計画は今年度で終了となりますが、次の策定計画はあるのでしょうか。

最後に、今後計画を策定するとすれば、議会に提案する時期はいつごろの予定か。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長より答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の辺地総合整備計画についての基本的な考えということで、何点かご質問が出されておりますので、お答えをいたします。

1 番目の町の総合計画や過疎地域自立促進計画と比較しての位置づけですが、辺地総合整備計画においては、財政上の計画で財源に辺地対策事業債を充てることのできるため、計画

を策定しております。

2番目の財政的優位性についてどう考えているかでございますが、辺地対策事業債は、基準財政需要額に算入する元利償還金の割合が過疎対策事業債の70%に対し80%で、有利になっております。しかし、償還期間が10年以内と短くなっているため、単年度の公債費の額を押し上げてしまうことにもなります。

3番目の事業期間と規模の決定についての考えについてですが、今年度までの計画においては、平成23年度から5年間で総事業費3億5,000万円を見込んでおります。

4番目の計画の中に地域住民の要望等を反映するために必要なことは何かですが、今後とも地域住民の要望等には真摯に耳を傾ける中で、要望の反映に努めてまいりたいと考えております。

2点目の実施状況についてのご質問についてお答えをいたします。

1番目の町村合併後の辺地対策債事業は何かですが、飯米場、大石、手古丸の各辺地で、安全な通学路の確保を初め、住民生活の向上を図ってまいりました。

2番目の現在実施しております事業の進捗状況ですが、国道406号線入り口からは境界測量も完了しておりますので、今後、用地買収に努めていきたいと思っております。

3番目の地元説明会は開催されているかとのことですが、詳細測量が終了した後、平成26年1月30日に、関係地権者、隣接者及び区長会長、区長を対象に、大戸公民館にて説明会を開催し、賛同を得てきております。

4番目の今後の課題でございますが、道路改良計画延長が約2.2キロメートルと長いため、施工年数や事業費の問題が懸念されますが、早期完成に向けて事業を進めていきたいと考えております。

次に、3点目から5点目のご質問についてお答えをいたします。

今後の辺地総合整備計画についてですが、手古丸辺地で実施しております町道馬場・手子丸線改良工事が中途であるため、5年間の計画策定を予定しておりますとともに、ほかに該当となる有位な事業がないか検討するとともに、群馬県と協議を行い、平成28年3月議会には計画策定の議案を提出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 今までの計画内容を見てもみますと、道路整備に偏っておりますけれども、ほかにも公共施設の整備は可能ではないかなというふうに私は考えるんですが、例え

ば集会施設の建てかえや消防施設、防火水槽等を含めて、また農産物の直売所の建設等が挙げられると思いますが、町長としてその点についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ほかにも公共施設の整備が可能なものがあるのではないかとのご質問でございますけれども、当地区においては、昨年2月の豪雪で、比較的長期にわたって孤立集落になった経験がございます。特に地形急峻なところでは、何度も雪崩状況が発生して、進入できない、その地区から出られないというふうなことが長期にわたったわけでございます。こうした事態の教訓から、特に優先して生活道路の整備は早急に図る必要があると考えるものでございます。

ご質問の件につきましては、辺地計画策定の作業の中で十分に検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ、道路整備だけではなくて、今私が申し上げたようなことも、大変財政上有利な起債事業であるというふうに私は思っておりますので、検討をお願いを申し上げたいと思います。

それから、現在実施中の町道馬場・手子丸線の道路整備計画についてでございますけれども、これは平成18年の合併以来継続してされているというふうに思いますが、残念ながら進捗状況は極めてよくありません。10年目のことしに入ってようやく用地買収に着手するというふうな状況でありますけれども、来年度からも、先ほど町長の説明ですと、道路整備計画を改めて立てて、工事に着手するというふうな状況だというふうに思っておりますけれども、この10年という経過の中で、工事が着手できない道路整備の状況を果たして地域住民はどう感じているのでしょうか。その辺を町長に聞きたいと思います。

地域の一部の住民の人からは、子供たちが育ってしまって、以前に比べてこの道路整備に対する期待感が薄くなったといったことも聞かれております。今後、地域住民に対して、なぜこの道路整備が遅延してしまった理由を含めて、よく説明会等を実施して、住民理解と協力を得ながら、時間的に事業が停滞することなく、スピード感をもってこの道路整備事業を進めてほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町道馬場・手子丸線につきましては、改良事業を行っております、

手古丸辺地総合整備計画に基づき進めているところでございます。道路計画延長は先ほど申し上げましたように約2.2キロでございます。計画に当たっては、道路の計画路線を3案提示いたしまして、関係地権者及び手子丸・古賀良地区住民を対象に説明会を実施いたしました。この説明会で現在計画しております路線で賛同をいただき、測量を進めてまいりましたが、平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災の影響で、国の基準点にずれが生じたということによりまして、今まで測量した測量点の変換及び再測量、また構造物基準の変更に伴い、構造物の修正設計が必要となったため、再度測量設計業務を依頼をしたところでございます。

昨年12月中旬に境界立ち会いの実施を地権者に通知をいたしましたが、降雪により現地立ち会いが中止となった経過がございますので、今後、残りの山林内につきましては、葉が落ちて見通しがよくなる今年中に山林内の境界立ち会いを行って、用地及び補償契約を進めるということになっております。

いずれにいたしましても、この町道馬場・手子丸線につきましては、地域の安全・安心のために必要な計画路線でございます。スピード感をもって今後事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 辺地の指定については、過半数が坂上地区に該当しているということは、冒頭、私、質問するときに申し上げましたけれども、何度も申し上げますけれども、この辺地総合整備計画、道路整備だけではなくて、いろんな部分で計画を立てていただいた中で、坂上地区住民の皆さんの福祉向上と住みやすい環境整備が図られることを町長に私、期待をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

最後に、町長、答えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今おっしゃられましたご期待に沿うよう、今後努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 山 田 信 行 君

○議長（一場明夫君） 続いて、9番議員、山田信行議員。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

また、くしくも年金問題、また民間ではベネッセの大きな漏えいの問題が出ております。通告の後にこういう問題が発覚したということをご承知をいただきたいと思います。

町長の考える共通番号導入について、町民への影響と懸念されます個人情報漏えい対策についてお伺いいたします。

マスコミ等で共通番号制の賛否が議論されています。社会保障と税の共通番号制度、マイナンバー制について考えるシンポジウムが、国民の納得と理解を得るために、群馬県でも開催をされました。学識経験者や経済人、弁護士等が賛否両論を闘わせ、参加者が驚きを隠せないというような報道も一部されました。東吾妻町として、シンポジウムへ参加されていかがでしたか。

また、このマイナンバー制法案では、より公平な社会保障制度の基盤となる社会保障・税番号制度を導入し、このことにより、国民が公平・公正さを感じ、負担が軽減され、利便性が向上し、権利がより確実に守られるような社会の実現を目指していくこととなっております。

マイナンバー制の利用範囲は法律で規定され、国、地方の機関で年金、医療保険、社会保障、労働保険等の社会保障分野の事務と、国税や地方税の賦課徴収及び防災などにかかわる事務で利用されるというような想定がされています。

導入時期としましては、27年秋、市町村長から住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定め、本人への通告を開始するということでもあります。また、平成28年、来年でございますが、1月より社会保障、税、防災などの分野の整った後、可能な限り開始するとあります。

この番号制度により、個人情報不正に利用されたり漏えいしたりすることも懸念されることから、安心してマイナンバー制を利用できるよう、マイナンバー制のみでの本人確認の禁止、マイナンバー制の目的以外の制限、マイポータルによる情報提供の記録の確認、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会による監督等、いろいろあると思います。また、守秘義務違反などの行為に対する罰則、アクセス不正を制御、暗号化などのシステム上のセキュリティーの対策の徹底など、制度上の保護措置やシステム上の安全措置を講

じるとあります。

賛否両論がある中、この法案をどのように、この制度の認識と現状を町長にお尋ねいたします。

続きまして、2つ目でございますけれども、空き家対策特措法ということについてお尋ねをさせていただきます。

少子高齢化が進む中、核家族化や高齢者の施設入居などにより一層空き家がふえております。老朽化した危険な空き家や管理されていない空き家が社会問題となっています。空き家が放置されますと、地域住民への被害につながるほか、倒壊等により火災や不法侵入などの犯罪が起こる可能性も否定できません。

このようなことから、多くの自治体は、空き家条例を制定するなど、空き家対策に取り組んでいます。また、空き家を利活用する若い世代を呼び寄せる柔軟な考えはありますか。当町では危険性のある空き家、また十分に有効利用可能な空き家関連の質問を25年3月議会において質問をさせていただきました。そんな中、空き店舗についてはよりいい判断がされ、結果が出そうであります。

しかし、次世代へ問題を放置しておけば、今後必ずこの町の負の遺産となると思います。次世代への問題を先送りすることなく、懸念しております。早急な対応が必要だと思えます。また、新たな特別措置法が施行される中、町長はどのように進めていくのか、お考えをお尋ねいたします。

また、3つ目の雨水利用については、今回は見送らせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の共通番号制導入の町民生活への影響と個人情報漏えい対策についてでございますが、この制度においては、個人番号を利用する事務は法律で定められたものに限定をされ、手続の際には本人確認を行うことが必須であります。また、個人番号の不要な収集・保管も禁じられており、制度の厳格な運用を行うべく、職員に対し周知徹底してまいります。

なお、重要なことは、個人番号を他人に教えない、見られないことであり、職員の意識はもとより、町民の方への啓発も今後、広報などによりまして実施してまいります。

2点目の特定空き家等に対する措置でございますが、平成26年11月27日に公布をされました空き家等対策の推進に関する特別措置法が、本年5月26日の関連規定まで含め施行されました。背景には、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用のため対応が必要となったものであります。

町の役割としては、空き家等対策計画の策定、空き家等の所在や所有者の調査、協議会の設置、必要に応じて空き家等対策計画の策定を行い、結果として地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等については、法第14条に基づき、特定空き家等所有者に対し指導、勧告、命令を行うことができ、それでも措置を命ぜられた者が履行しない場合には、行政代執行の方法により強制執行が可能となったものであります。

なお、国・県は、市町村が行う空き家等対策に関する施策の実施に要する費用に対しても補助、地方交付税制度の拡充、その他財政上の措置を講じます。また、特定空き家等に認められる空き家等は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなっております。

町といたしましても、住民の方からの情報提供、要望もございますので、空き家等対策計画の策定、空き家等の所在や所有者の調査、協議会の設置に向け準備を進めていきたいと考えております。

一方、空き家等の有効活用につきましては、3月議会の青柳議員の一般質問でお答えしたことと重複する部分もあると思いますが、現在、当町において、平成22年度に緊急雇用創出基金事業、東吾妻町空き家・空き店舗等実態調査事業を実施し、地区ごとの空き家数、所有者、物件の種類など情報の把握はしております。しかし、現在のところ、空き家の活用までに至っておりません。今後、空き家の有効活用について、自治体連携や移住・定住を視野に入れた支援策として、借り手と貸し手が情報交換ができるシステムづくりや、町が改修費の一部を助成する制度などの取り組みを考えていきます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） ご回答いただきました。

ちょっとお尋ねしたいんですけれども、当町ではグローバルに事業をなさっている方はそんなにいないかなと思いますけれども、このマイナンバー制において、所得等もかなり重要視されているようです。国内だけではなくて、海外の事業所得や海外の資産、取引状況な

どはどういうふうになるか、ちょっとお尋ねしたいんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） もう一度、ご質問の趣旨をよくかみ砕いてお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 当町では、海外との取引、所得といろいろな事業をなさっている方がいるかどうかわかりませんが、所得については、なかなか事業所得についての把握が難しいという見解も出ていますけれども、その辺はどういうふうに考えておられるか。また、市町村で対応するというようなことも書いてあるようですけれども、非常に海外事業、資産の状況は難しいということですが、かなりの税制の問題もあると思いますので、その辺をちょっと聞きたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点でございますけれども、所得に関するもので、海外の所得というふうなことでございますけれども、国税につきましては国の税務関係署で行い、また町に関するものは町というふうに別々に取り扱うということになっておりますので、海外に係るものは国の機関が取り締まる、監視するということだと考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 回答が的確じゃないというふうに思いますけれども、当然、国税を含めて町民税等は個々に考えていかなきゃいけないというふうに思います。

また、次の質問ですけれども、共通番号は住民基本台帳のネットワークシステムの上に住民票コードをもとにつくるということですが、この住民基本台帳に載っておられない例えばホームレス、サラ金、そしてDVなどから逃れた住民票の写しがない方、その辺の方はどういうふうになさるか。また、最も保護されるべき人々が社会保障から排除されるということで、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 個人番号については、住民票コードをもとにして生成されるということでございます。住民票コードのない方ということでございますけれども、こういうものにつきましては、今後の国のまだ協議・検討事項でございますので、町のほうにはそういった指示が今来ておるところではございません。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） はい、わかりました。

次に、共通番号制ですが、当町にも膨大な作業ですね、強いられるというふうに思いますけれども、大変時間とか労力、費用点、懸念をされるところでありますけれども、その辺の作業工程はどんなふうに考えておられるか。また、スタートが来年1月ということなので、8月以降に個人の12桁の番号が届くということです。本当に日にちがない中で、どんな作業工程でいくか、準備もなされていくと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

また、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、国が理解を得るために、県でもこのナンバー制についてシンポジウム等みたいのがありましたけれども、そこへ参加したときに、かなりそんな町村の職員の話が出たということですけれども、その辺を含めて回答をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点につきましては、今、各課で対応をしておるところでございます。いずれにいたしましても、これにつきましてはしっかりと期日に間に合うように対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 進捗状況を確認しているようでしたが、町長。それと、シンポジウムの意向等もお聞きになったようですけど。

町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきまして、ちょっと詳細はつかみ切れておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 一つ、シンポジウムが国の施策で、理解を得るために行ったようですけれども、各町村の職員が出たということですけれども、その辺で出たかどうかどう簡単にお答えをいただきたいと思えます。

また、先ほど懸念されます膨大な事業、番号の振り分け等ありますけれども、国では中心的なシステムの構築に6,000億円かかる、ランニングコストには300億円程度かかるというような想定がされています。その辺、我が町の作業、積算みたいのをされているかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員がシンポジウムというふうなことをおっしゃられておりますけれども、町に対しては説明会というものがなされまして、それにつきましては職員が出て

おるところでございます。また、費用につきましては、まだ詳しくはつかめておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） そうすると、町長は来年の28年の1月からスタートする中で、かなりの時間と準備が必要かと思えますけれども、例えば、各企業においても、個人においても、マイナンバー制の軽減措置と申しますか、記載の義務があるということでございます。例えば支払証書にも番号を入れるとか、社会保険、雇用年金、雇用者年金資格取得の届番号を出すとか、町民も大変膨大な仕事が課せられます。もちろん役場も税務署もそうですけれども、その辺何か指導というか、その辺はまだ全くなされてないように感じるんですけれども、どうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、大変重要なものでございまして、町民にとっても大切なものでございます。この工程につきましては、今、適宜、順次、職員のほうで、担当課のほうで進めておるところでございます。当然、期日、期限が決まっておるものでございますので、それに向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前11時02分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（一場明夫君） 引き続き山田議員の質問を行います。

9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 引き続き質問をさせていただきます。

空き家対策特別措置法が施行されましたが、東吾妻町として、特定空き家に認定された件数はどのくらいありますか。

また、行政より指導が入り、これに対応できない場合、強制執行もあるというお話でありましたけれども、その辺の強制執行するまた認定基準はどうなっていますか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の認定空き家につきましては、現在のところゼロでございます。

また、基準等につきましても、細部につきましてはまだはっきりとつかんでおりませんけれども、そのような状況の中で空き家対策、特に周辺に大変迷惑をかけたか、また衛生上問題があったり、危険家屋というふうなものもあるかもしれません。これからしっかりつかんでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） ちょっといろいろ調査してみたら、認定基準は、特別措置法ができたときに基準は大きく3つあるそうですけれども、後でご確認をいただきたいと思います。

また、今までの土地に建物がある場合固定資産税が優遇されて、更地の状態になると6分の1の税制が課税されますけれども、単純に言いますと、6倍の課税がされるということですが、その辺の固定資産税、一気に6倍になるわけですが、その辺の考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 基準につきましては、衛生上問題あるとか、危険性が周辺にあるとかというものが一つの基準になっておるということでございます。

税制の問題は、6分の1になった税がまたもとに戻るということで、6倍ということになると思います。そのように認識をしておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 6分の1の課税の問題ですけれども、空き家というのは築何十年たっているわけですね。その人たちが今度、壊す家を更地にすると、今までの6倍の税金を払わないといけない。それは当然だと思いますけれども、大変な地域の負担になると思いますし、本当に崩壊に当たるぐらいの大きな件数もありますので、その辺本当にしっかり考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

また、具体的に言いますと、6月7日に岩櫃ウオークラリーということが行われまして、大変盛況なうちに済んだわけですが、そのABCのコースにあります新井、平沢入り

口にある旅館があります。かなり崩れています。私もよく犬の散歩で2日に一遍ぐらい散歩に行くんですけども、実際、つりづかが道路に落ちていたりしまして、ちょっとバリケードを置かせてもらったりしました。あそこには平沢地区の子供が通っています。また、ユニファーも控えていますし、本当に美観も損なうもの。その辺は建設課のほうに報告させていただきましてけれども、その辺ひとつ、全く皆さんもご存じあると思うので、その辺具体的にですね、あしたからどうするという問題だと思いますし、町長の考えをお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先日、上毛新聞と町で共催いたしました岩櫃ウオーク、大勢の皆さんがいらっしゃいました。また、その途上で、名前は〇〇閣と言っておきますかね、いうものがある、参加者も、あ、これはひどいねというお話を私も一緒に歩いておりまして聞いております。これにつきましては何か所有の関係で裁判にかけていて、それにつきましてもまだ決着したか決着しないかはっきりわかりませんが、そういう物件だというふうなことでございます。

いずれにいたしましても、所有の形態、所有等がはっきりした段階で、町とその建物に關しまして所有者と協議をしてまいりたいと思っております。いずれにしても、現地は非常にひどいといいますか、一言で言えば、ひどい状況になっておるということでございますので、今後対応してまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 早急にひとつ考えていただきたいと思っております。安全を確保するということは大変大事な問題だと思います。

最後に、民間の人が家を壊す、売る、いろいろ考えられますけれども、特別措置法の中で、当町もひとつ解体業者とどういうふうにしたらそれを処理できるか、そういうノウハウも個人的にはないと思うので、その辺のリストアップをしっかりとつくっていただければというふうに思っています。その辺はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、解体処理につきましては、町内の建設関係の会社は大体そういう資格を持っているところが多いかと思っております。そういうものをよく把握をいたしまして、今後の対応等も図ってまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 2つの一般質問をさせていただきましたけれども、本当に時間がない

ということでスタートされたものもありますし、いよいよ来年の1月ということもありますので、しっかり精査をして準備をお願いしたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 最後のお話は共通番号制の導入についてでございますけれども、これにつきましては、今、依頼をしております電算会社等と各課、具体的に組み立てて、期日に間に合わせなければならないというものでございますので、その点はしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で、山田信行議員の質問を終わります。

◇ 樹 下 啓 示 君

○議長（一場明夫君） 続いて、8番、樹下啓示議員。

（8番 樹下啓示君 登壇）

○8番（樹下啓示君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

十二ヶ原第二畜産団地の排水及び汚水対策についてということでお伺いをしたいと思います。

平成10年、国営パイロット事業により開設されました十二ヶ原第二畜産団地の2業者の排水（汚水）対策につきましては、平成24年1月、植栗区長の要望書が提出されておりますけれども、3年以上が経過しておりますが、現在も一部が改善されたのみであります。当地区、植栗地区の重要な水源地の大泉寺川の源流に流れ込む状況になっており、この源流につきましては、三俣地内の共有林、分担山として個人に貸し出しておりますこの山の中にあります。この排水により、黒土の山林が約2.3キロにわたり、深いところでは4メートルから5メートルぐらいまで土壌浸食が進んでおります。現在も毎年50センチから1メートルぐらいの浸食が進んでおり、大変深刻な環境破壊となっております。大泉寺川は、大量の土砂や汚水、雨水の流入することにより、樹齢約30年から40年の大木が十数本、根こそぎ倒れ、今後の集中豪雨により、土石流の発生も懸念されております。

なお、団地内の沈砂池に大量の汚泥が堆積し、機能せず、汚水、雨水がとどまらずに排水

されるため、6月から10月の期間は大腸菌による河川の汚染が甚だしく、憂慮にたえない事態となっております。

そこで、これから申し上げる事項の対策についてお伺いしたいと思います。

県と町と業者の協議によりまして、沈砂池のしゅんせつの日程についてはどのようになっていますか。

また、業者と協議をしていただき、ふん尿処理の改善のお考えをお伺いしたいと思います。

もう1点、広域林道より下流域の共有林内の谷止工等、治山工事も早急に進めていただきたいと思います。

以上、質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、樹下議員のご質問にお答えをいたします。

十二ヶ原第二畜産団地につきましては、当初、2件の事業者が事業を開始し、両者ともに汚水は適正処理しておりましたが、一方の業者の汚水処理施設が壊れたために、処理不完全な汚水を還元装置へ流したことにより、沈砂池に汚泥が堆積をし、雨水等が地下浸透することなく沈砂池に貯留したために、沈砂池としての機能を果たさず、汚水が流出した経過があります。

平成20年10月に、県と町でその業者に対して、沈砂池のしゅんせつや水平エアレーター処理等の指導を行い、21年1月には処理施設の機能は正常な状態まで戻りましたが、その後、業者が経営不振に陥り、処理施設等のメンテナンスを怠ったために、再び沈砂池に汚泥が堆積をされたものと推測いたします。その後、その業者は撤退をし、現在の業者がそこで養豚経営を行うことになりました。後から入った業者につきましては、処理施設を新設し、汚水処理後の排水を河川放流しております。

汚泥が堆積されている沈砂池につきましては、現在の2業者の所有地のため、町と県の指導により、平成25年1月に沈砂池のしゅんせつを行い、貯留水の水位は沈砂池の配水管から約1メートルまで下がりましたが、降雪等の理由により、十分なしゅんせつができませんでした。そのしゅんせつした土砂が降雨により再び沈砂池に入ったことにより、沈砂池が埋まってしまいました。

早急に対応する予定でしたが、底地が軟弱で、重機等が入っていけないため、水

中ポンプで水抜きを行うなど工事の準備を進めていたところ、県内で豚流行性下痢、いわゆるPEDが発生したため、PED防疫マニュアルや飼養衛生管理基準に基づき、町と県ともに業者との接触を控え、様子を見ることにいたしました。通常、夏季になればPEDの流行はおさまる傾向にありますが、予想していた以上に長引いていたことにより、現在まで業者への指導ができなかった状況でございます。

ご質問の沈砂池のしゅんせつの日程ですが、病気は終息に向かっておりますので、なるべく早い時期に指導したいと考えておりますが、しゅんせつの経費につきましては業者が負担することになり、当該業者の話では、病気のため経営状況が悪化しているとのことで、日程は明確に回答できないのが現状でございます。

また、尿処理の改善につきましてですが、現在は両業者とも事業計画に基づき適正に処理をしておりますが、撤退をした業者が当時不適切な汚水処理をしていたために、堆積した汚泥がしゅんせつをしても十分に処理されていないため、雨水等が沈砂池から流出したことも事実でございます。町といたしましては、沈砂池のしゅんせつ工事が速やかに進むよう、関係機関と連携して業者に指導していきたいと考えております。

終わりに、大泉寺川流域の土壌浸食の件でございますけれども、町も県も状況は把握しておりまして、現在、県が一部工事を始めたところでございますが、これにつきましてもなるべく早期に解決できますよう、関係機関と連携して進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 8番、樹下議員。

○8番（樹下啓示君） お答えをいただきました。

今、いろんな状況が重なってしまって、しゅんせつができなかったということは十分わかっているんですけども、あとPEDの問題であるとか、いろんな悪条件が重なってしまったものですから、なかなか進まないというのもわかりますけれども、地域の住民の皆さんのことを考えると、やはり早急な対策をしていただくというのが一番大切なんではないかなと考えております。

しゅんせつにつきましては、多額な費用がかかるということは想定できると思いますけれども、これらの問題につきましても、業者にやらせるのは当然のことですけれども、やはりそこに誘致をしたという責任もあるわけですから、県と町とで協議をしていただいて、何か有利な制度資金等々があれば、そういったものを活用してやっていただきたいと考えておりますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点でございますけれども、業者の責任ということで、これを回復するのが原則ということでございますけれども、制度融資等、またそういう環境に関する補助金等も十分に調査をいたしまして、県と町とで共同して指導してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 8番、樹下議員。

○8番（樹下啓示君） ぜひ目に見える形でやっていただかないと、なかなか皆様のご理解をいただけないのかなと思っておりますので、その辺ぜひよろしくお願いをしたいと思いません。

それから、今、共有林の中に谷止工を5基設置をしてくれるということで工事を始めているんですけれども、上流側の2基についてはほぼ完成し、その下の3基については、本年度で3基全部やってくれるという話だったんですけれども、どういう状況かわかりませんが、県の予算が何か1基分しかつかないということで、1基しかできないんですよというお話を聞いたんですけど、その辺の確認したいんですけど、その辺どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり1基ということで県のほうから通知が来ておるようでございます。今後も県に要望いたしまして、早期の工事進捗、完成を図りたいと思っております。

もう一つ、町としてのお話でございますけれども、国の治山事業で行うということになりますと、保安林の指定が必要だということでございます。保安林の指定がない場合には県の事業、県単事業で行うということでございまして、県単事業で行うということになりますと、町の負担金が出てくるわけでございます。そういう面から、ぜひ地元の皆様にご協力をいただいて、保安林指定に同意をいただければ、全て国のお金で施工ができるということになりますので、その点につきましても十分住民の皆様、ご理解をいただいて、この工事、大変に必要な大事な工事でございますので、早期に進めてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 8番、樹下議員。

○8番（樹下啓示君） ただいま町長が申された保安林の関係ですけれども、これは十分に皆様にご理解をいただくような方向で、保安林指定をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひその工事につきましては早く進めていただきたいと思います。

それから、もう1点お伺いしますけれども、県と現場に立ち会ったときに、県の課長さん

でしたか、この問題につきましてはゲリラ豪雨が原因と言い切っているんですね。私は、ゲリラ豪雨もそれは原因の一つかもしれないけれども、100%ゲリラ豪雨という言い方をされると、ちょっと心外ですという話はさせてもらったんですけど、その点については町長はどう考えていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私も町長に就任する以前から現場を見ておりまして、この点につきましては、大変ひどい状況だということでございます。早急に治山事業を行わないと、下流域にその影響が出てくるというふうに考えておるところでございます。

特に最近は気象的にゲリラ豪雨というのが多いということを知っておりますけれども、これにつきましては、県の課長が100%ゲリラ豪雨だと、原因はそれだというふうなことを言ったといいますけれども、そういうものは私は当たらないと思っております。やはり業者の不手際等も関連して出ておるといふふうに思っておりますので、今後とも県と一緒に、業者指導等も進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 8番、樹下議員。

○8番（樹下啓示君） 県の見解と、町長が100%ゲリラ豪雨は原因でないということをはっきりお答えいただきまして、少し安心をしたところでございます。ぜひ一日でも早く治山事業等々を進めていただきたいと思います。

それから、もう1点、余りこれは私は言いたくないんですけれども、大腸菌の数がとんでもない数値が出ているということは皆さんよくご存じで、数値につきまして私、余りこういうことは触れたくないんですけれども、それに対する風評被害は今のところ何ら出ているわけではないんですけれども、当地区はイチゴの産地もありますし、花をやられている方もたくさんおりますし、植物が大腸菌を吸い込んで云々ということは絶対にあり得ないんですけれども、その辺の風評被害が出てからでは遅いものですから、あえて言わせてもらいますけれども。昔から臭い物にはふたをするじゃないんですけれども、やっぱり上流側にそういったいろんな対策のおくれている汚水源があるということは判明しておりますので、根本的に解決させるにはどうしたらいいかということを私たち住民ももちろん考えますけれども、町としてもやはりこの対策については真剣に考えていただかないと、なかなか前へ進んでいかないかと思っております。

また、それに関連して、地域では、損害をこうむったのは植栗の共有林なんだから、損害賠償を請求したらどうかというような話まで出ておりますので、そんな事態にならないため

にも、ぜひ目に見える形の対策を早急をお願いしたいと思っております。

また、それに関連してですけれども、東部衛生センターから出ました産廃の焼却灰ですか、それを平成6年から8年の間に廃棄処理をしているわけですが、その場所については、大水で流されてしまったものだから、余り完全に特定はできておりませんが、浸食によりましてその処理をしたところまで迫っているという状況がありますので、この辺も含めて、ぜひとも早い谷止工等の工事をしていただきたいと思えます。

当議会としても、本年の3月定例会で採択をしていただいておりますので、先ほども改善する方向で町長も考えてくださっているわけですが、ぜひ目に見える形で早期の解決ができるような方向をぜひお願いしたいということで、最後に、町長、もう一言お願いしたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大腸菌の問題も出てまいりました。やはりもとを絶つことがまず大事でございますので、そういう意味からして、県と一緒に、そういう施設を早急に改善をするよう努めてまいりたいと思っております。

また、焼却灰につきましては、かつて吾妻東部地域で、3カ町村で持ち回りで処分、埋設をしていた時期がございまして、そのときに三俣町有林の部分に処理をしたのがございます。それが現在崩壊をしている部分、それほどは近くないと私も認識をしております、そこら辺は今後、当然治山等でその点も十分処理して、今後そういう問題が出ないように処理をしていかなければならないというふうに思っておりますのでございます。

今後、住民の地域の皆様のご協力をいただきながら、また県の皆さんとも十分な協議の上で、業者の指導等もしっかり行って、また、復旧の事業もい事業で行えればというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 8番、樹下議員。

○8番（樹下啓示君） ありがとうございます。ぜひ目に見える形での対策を一日でも早くやっていただけるような方向でお願いをしたいと思います。

なお、この件につきましては、町長ご存じかと思えますけれども、植栗地区の役員さんが本当に忙しい中を割いて、昨年10月ですか、農水省まで陳情に行ってくれたという経過もありますので、ぜひ、植栗地区がそれだけ重要な問題として捉えているんだということをお受けいただき、改善策をぜひともよろしくをお願いをしたいと思います。

なかなか状況が状況ですので、見える改善というか、伝染病等々の関係もあるのは私、十

分承知しておりますけれども、PEDの関係も大分終息に向かっておるといような話を聞いておりますので、ぜひ、先ほど申し上げましたように、6月から10月の集中豪雨と申し上げましたけれども、まさにその時期に入っておりますので、これ以上の浸食等々あるいはいろんな被害が出ないうちに手を打っていただければありがたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○8番（樹下啓示君） はい。

○議長（一場明夫君） 以上で、樹下啓示議員の質問を終わります。

◇ 竹 瀧 博 行 君

○議長（一場明夫君） 続いて、5番、竹瀧博行議員。

（5番 竹瀧博行君 登壇）

○5番（竹瀧博行君） ただいま大変貴重な時間を議長に許可いただきました。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

老人福祉についてでございます。

現在、我が国は、国民の4人に1人が65歳という超高齢化社会を迎えており、今後も速いスピードで高齢者人口が増加し、2050年には3人に1人が65歳以上になることが推計されています。当町においては、現在65歳以上の高齢者が平成27年、今年の3月現在で34.75%で、国の推計より30年以上も前に、言いかえれば、現在が2050年に当たる状態にあります。一方で、少子化の進行はもとより、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、高齢者福祉のあり方が大きな課題になっております。

高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の発展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから敬愛され、生きがいをもって健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことを目的に、老人福祉法に基づいて発展してきました。

現在、高齢者に対するホームヘルプサービスや福祉施設の利用等、具体的なサービスの多くは介護保険制度のもとで実施され、介護保険法に基づくサービスを利用するためには、あ

らかじめ介護の必要性や必要量についての認定、要介護認定を受ける必要があり、市町村がその業務を行うこととなっております。

介護保険制度は、国民生活への定着が進み、利用者数も増加の一途をたどっておりますが、その一方で、介護保険制度の持続可能性の向上や、認知症高齢者の増加への対応等、さまざまな課題もあります。こうした課題への対応として、予防を重視するサービスの拡充や、認知症高齢者に対するサービスの充実等を内容とする制度の見直しが進められてまいりました。一方で、介護保険制度の安定的な運営の観点から、給付の適正化・重点化に向けた議論も進められております。

介護保険制度のほかにも、老人保健法や福祉用具法等、さまざまな法律や制度が高齢者の安心な地域生活を支えています。

さらに、近年では、認知症高齢者の権利侵害を予防するための仕組みとして、成年後見制度や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の充実が図られています。また、高齢者虐待の防止・早期発見や、いわゆるひとり暮らし高齢者への支援のあり方等、新たな社会問題も顕在化しており、地域社会全体での見守りを初めとする支え合いが大変重要だと考えております。

さて、前置きが長くなりましたが、当町におきましてもさまざまな取り組みを行っているようではありますが、その中でも1点に絞って、今回は質問させていただきます。

老人福祉サービスの中に、寝具の洗濯乾燥消毒サービスという項目がございます。内容は、65歳以上のひとり暮らしの老人等で、寝具の衛生管理が困難な方に対し、寝具の洗濯乾燥及び消毒のサービスを提供します。年2回程度、無料で実施します。とあります。

私が調査した結果、この8年間、予算計上はしているものの予算が使われていない、実態が見えてこない。ひとり暮らしの老人、しかも衛生管理が困難、非常に重要なサービスだと思います。

1、このサービスについて、町長はどのように捉え、考えているのか。

2つ目といたしまして、ここ数年の申請状況と取り組み状況。

3つ目といたしまして、今年度の予算措置における考え方。

4つ目といたしまして、今後の取り組み方は。について質問させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、竹淵議員のご質問にお答えをいたします。

当町における高齢化は近年、急速に進行しております。65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化比率では、平成22年9月末時点が30.9%に対しまして、平成27年5月末現在が35.1%と、この5年間で4.2%の増加となり、加速度的に進んでおります。

高齢者に係る福祉行政につきましては、昨年度、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたしまして、高齢者福祉並びに介護保険事業の提供体制や具体的な施策等をお示ししたところでございます。

さて、ご質問の在宅要介護老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業についてでございますが、この事業は、群馬県の在宅健やか生活支援事業費補助金の中の在宅要援護者総合支援事業の補助対象事業となっております。上限額が設定されておりますが、事業費の2分の1が県費補助の対象となっております。

当町における平成20年度以降の事業実績は、全くございません。

また、県内の補助対象事業の実績では、平成24年度が1市のみで事業費が約3万円、平成25年度も同じく1市で事業費が3万円、平成26年度につきましても1市のみで事業費が2万1,000円となっております。

一般的に各家庭における寝具の衛生管理につきましては、布団干しや乾燥など日常的に行われているところでございますが、特に寝たきり高齢者がいる家庭におかれましても、介護用マットやシーツの交換など、家族や訪問介護員の支援を受けながら衛生管理に努めていただいていると認識しております。その中でも、ひとり暮らしの高齢者や経済的な事情などにより、衛生管理が困難である場合につきまして、本事業の対象とするものでございます。

また、本事業の実績が皆無である要因といたしましては、紙おむつや尿取りパッドなど介護用品の飛躍的な普及や、介護用マットや防水シーツなどにより、尿漏れによる布団の汚れなどがなくなり、洗濯の必要性が薄れたことも大きな要因であると考えております。

このように、近年になって事業ニーズが全くない状況を考慮いたしますと、既に本事業の役割が終えつつあると考えられますが、今後、真に本事業を必要とするケースに備えまして、本事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(一場明夫君) 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

(午前 11時57分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、竹淵議員の一般質問を行います。

5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ご答弁いただきました。

全部が全部、こちらのほうでちょっとメモをとれなかったので、かいつまんでちょっと私の解釈をさせていただきますが、紙おむつまたは介護マット等で介護用品の充実等が図られて、そして20年からは申請状況はないと。そして、このサービスについては一定の役割が終えたのではないかというような答弁だったと思います。私は、今の町長の発言に対して、答弁に対して、非常に残念に思っているわけであります。事務方の答弁そのものではないかなというふうに、非常に残念であります。

少なくとも町長が、中澤町長在任期間5年間の中で申請がゼロということで、このサービスにつきましても、本当に困っている人に手を差し伸べる社会福祉の根幹だと思うんです。衛生管理が困難、そして、ひとり暮らしの老人、具体的にどのような方が対象なのかお尋ねしたいと思います。

その前に、毎年6月1日を基準として、この町でも高齢者の実態調査というものを行っているんだと思うんです。私が調査したところ、ことしの6月ではちょっと間に合わなかったと思いますが、ひとり暮らしの老人、65歳以上のひとり暮らしの高齢者で施設入所の方は除くということで、679人。そして高齢者世帯、65歳以上の高齢者だけで暮らしている世帯、これは世帯数で765世帯、これは2人以上ということになると思います。そして、65歳以上の寝たきりの状態の高齢者というのが46人いるわけでございます。

本当にこの寝具の洗濯乾燥消毒のサービスというものについて、非常に重要なサービスだと思います。そして、申請者はなかったかもしれないけれども、対象者はいるんだと思うん

です。その辺の認識を町長にお伺いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、寝たきり老人の調査を民生児童委員の皆さんの協力で毎年度実施をしておるところでございます、今、竹淵議員がおっしゃいましたように、26年度は46の方がいらっしゃるということでございます。

この事業につきましては、町のホームページにも載っておりますし、介護事業者やケアマネジャーに対しまして事業内容の説明や案内を行っております。今申し上げましたように、真に衛生管理が困難な方を対象としておりまして、救済的な扶助制度でありますので、全額を公費負担する制度であります。そういうことで進めておりますけれども、県内の状況も今答弁をしたように、24年度は1市のみで、25年もどうも1市のみ、26年も1市というふうなことで、県内全域におきましてもそういう状況にあるということでございます。

しかし、今申し上げましたように、真にこの事業が必要となるケースに備えまして、今後とも事業は継続していきたいというふうに思っておるところでございます。そのようなことで、今後とも社会福祉協議会さんの、あるいは民生委員さんのご協力をいただきながら、そのような寝たきり老人のための事業でございますので、本事業は継続をしていきたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 継続していただく。結構だと思います。

ただ、この継続するやり方が問題なんだと思うんですね。今、町長からのご答弁の中で、寝たきり老人、基本的には要介護度というものがあるんだと思うんです。要支援1から2、要介護1から5という中で、どのような対象者というのがあるんだと思うんです。

私が調べたところ、例えば当町における条例、これ多分18年の3月から施行されているんだと思うんですが、これ多分県の条例の引用だと思うんですけれども、非常に難しく書いてあります。「サービスは無料とし、要介護者が起臥の用に供する寝具類とする」と。ちょっと調べさせていただきまして、私も「起臥」という字がどのような意味があるのかというと、一般的に日々の生活、また、起きることと臥すこと、寝る、寝起きしている布団が対象のかなというふうに感じているわけなんですけれども、これ感じているだけです。

そして、「本町に住所を有する者で、おおむね65歳以上の独居老人、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により臥床している老人及び重度身体障害者であって、寝具の衛生管理等が困難な者とする」と。臥床、これも調べました。一般的に寝たきりという他の表現なんだと

私は解釈しております。ですから、町にとってみても多分、多分ですよ、要介護4だとか要介護5というような方々が対象なのかなというふうに思っておりますが。

私も少ない情報の中で、それなりにちょっと調査させていただきました。先ほど町長が答弁をさせていただいた中で、保健福祉、そして社会福祉協議会、そして民生委員さんと介護事業者等だと思えますけれども、連携をして本当に取り組んできたのか。私は少なくとも1人は、民生委員さんを通じまして、その民生委員さんもこのことはご存じではありませんでした。このことがあったのであれば、こういうようなサービスがあったのであれば、もっと早く教えていただき、そしてまた必要とされている方に対応したと。

しかし、町長は20年からないと、確かに現実はないんです、申請が。当然ながら申請主義で物を言っているのかと思うんですけど、どなたが申請するんですか。ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 本人申請ということでございましょうけれども、これにつきましては、民生委員なり社会福祉協議会の職員なりが手伝いをして申請するということになっております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） いや、本当にそうになっているんですかね。私、町長の答弁、初めて耳にするんですけど、現場から聞いた形ですと、ほとんどの方は知らない。この町には当然ながら保健福祉課、そしてまた担当の福祉がございます。そして地域包括支援センターがございます。これは当町の中核を担っているんだと思うんです。

実は、現場のほうに突然だったかもしれませんが、電話をさせていただきました。当然ながら担当の方はご存じでした。しかし、周知が足りなかったというふうに弁解はしております。これは、突然私が議員という立場で電話を差し上げて、当然ながら困ったような状態の中で、多分そのような返事になったんだと思います。

私、現場だけが悪いんじゃないんだと思うんですね。やはりこういった本当に困っている人たちに手を差し伸べるサービスというものが、連携もされていないし、そしてまた町としても難しい文面での説明、例えば私が寝たきりの老人だたしましょう。そして、少なくともちょっとわかりやすい文面でホームページには載っているんだと思うんです。65歳以上のひとり暮らしの老人等で、寝具の衛生管理が困難な方に対し、寝具の洗濯乾燥及び消毒のサービスを提供します。年2回程度、無料実施しますと。

まずホームページは見ません。どこからこういう情報が入ってくるかといいますと、当然ながら民生委員の方々だとか、あとは介護従事者の方々だとか、それともケアマネさんだとか、そういった方々がやっぱり目視して、これはもう乾燥したほうがいいよねとか、クリーニングしたほうがいいよね、こういったことを各ポジションポジションの方々が認識をして、そして、お年寄りに相談をして、サービスをするように仕向けるということが重要なのかなと私は考えております。町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 前にも申しましたように、民生委員なり社会福祉協議会、また施設のヘルパーさんなりのご協力によりまして、この事業を進めていかなければならないと思っております。やはりご本人の意思による申請というものもなかなか難しいものがあるというふうに考えております。今後もおっしゃるような形で、この事業について周知をしながら、真にこの利用をすることが必要であるケースにつきましては、この事業を実行してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） ありがとうございます。余りありがとうございますというのは言いたくないんですけども、でも、そのような町長の姿勢が私は大切だというふうに感じております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ぜひ具体的に規則やらそういったものを、ちょっと詳細をぜひつくっていただくように努力していただきたいと思ひます。幾つかの行政のですね、簡単なことなんですけど、ただ、疑問に思うんですね、洗濯だとかクリーニング。例えば今、私が老人だとすると、今寝起きている布団が対象なのか、例えばもう一つ押し入れに入っているけれども、それも対象なのかということもあります。それと、もし自分が寝起きている布団しかない場合、いろいろ想定できるかと思うんです。町長もこの議会に対して、一般質問、あっちの方向からこっちの方向から質問が来るんじゃないかということで、いろいろ対応はとっているんだと思うんです。ですから、こういったサービスについても、あの手この手、こういう規則が要るんじゃないかということも含めて考えていただきたいと思ひます。

中には、利用される方の身分証明と印鑑を持参し、福祉課等に申請を行ってください、ケアマネジャー等による代理申請も受け付けておりますとか、ある程度親切に、丁寧に、わかりやすいマニュアルというか規則をつくっていただいて、そして、先ほどから申し上げていきます、やはり連携を図っていただきたい。そして、1人でも多くの困っている老人の方々に

サービスが提供できるように努力していただきたいというふうに考えます。ご答弁よろしく
お願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、保健福祉課を通じまして、介護事業者、社会福
祉協議会、民生委員さん等を通じまして、わかりやすい事業の案内、紹介文といたしますか、
そういうチラシ等も作成して、ご利用いただくような方向で進めてまいりたいと思います。

○5番（竹淵博行君） 終わります。

○議長（一場明夫君） 以上で、竹淵博行議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、12番、青柳はるみ議員。

（12番 青柳はるみ君 登壇）

○12番（青柳はるみ君） 質問をさせていただきます。

若者の就労支援について。また、役場の各機関で、住民、来客に対しての姿勢。をテーマ
にさせていただきます。

初めに、若者の就労支援ということで、このテーマを取り上げたのは、1軒の家庭を何回
か訪問する中で、成人になっても社会に出られない子供のことで本当にお母さんが悩んでい
る、このようなことを目の当たりにしまして、病気で床に伏せているわけではないから明る
いんですが、その子の行く末が心配だと言います。私は、それを見て、この若者の活躍の機
会がないまま埋もれていることが問題だと思いました。彼らのパワーを引き出せれば、この
町はまだまだ変わると思います。外との交流を避け、家庭にとどまり続けている若者、現代
この環境で生きづらさを感じている若者が多くいる中、それぞれのご家庭や育ちの問題では
なく、社会的な問題と捉えるべきではないでしょうか。

厚労省では、ひきこもりの定義を6カ月以上家の中にとどまっていることと言っていますが、6カ月、半年では実感としてこもっているとは感じられません。また、ひきこもりでは
ないと本人が言って、家族もひきこもりではないと言えば、ひきこもりではないんですね。
その中で、この定義を2年以上の長期不就労者という定義で見たいと思います。

当町ではこういった悩みの相談はどうでしょうか。あった場合、どう対処していますか。

現状ではどのような方法で、体制で課題に向かっているか、どのような対策が必要とされますか。

当町で、どのくらいの若者がひきこもりになっているか認識がありますか。このような若者に対しての就労支援までかかわっていくという体制をつくらなければ、現実を調査することもできないと思います。

次に、役場の各機関で、住民、来客に対しての姿勢。縁を大切にという思いで質問させていただきます。

住民が役場に来るのは、生まれた、亡くなったなどの人生で何か変わったとき、住民にとって非日常的なことです。その心理がわかって、特にカウンター近くの職員は、心を砕いて対応していただいております。

ワンストップで案内できるよう、接遇専門者をつけられないか。ある町では経験豊富な退職者を、また、ほかの町では公仕として主婦を採用していました。実際、数カ所行ったところ、ほかの職員が業務で書類を見て下を向いている。しかし、一人が笑顔で応対してくれば、ほっとします。町外からのお客様も町にとってどんな有益な人かもしれない。住民やお客様との縁を大切にす初めのところで、大切な部署だと思います。特に町創生で、町内外の「人」との縁をあらゆる機関で大切に結んで、つながりを持っていただきたいと思います。町長にお答えをお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳はるみ議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の若者の就労支援ですが、議員ご指摘のように、若者の長期不就労に対しましては、そこに至るまでにさまざまな問題が起因をしているものと考えます。当町での悩み事相談やこころの健康相談は、家族や民生委員から情報が入り、本人や家族が相談を希望する場合は、町の保健師が対応しております。また、委託をしておりますあがつま相談支援センターの相談員が相談に応じております。県の保健福祉事務所では、毎月2回、町村持ち回りでこころの健康相談を開催しており、中之条病院の先生や保健師が対応しております。

就労支援に対しまして、吾妻自立支援協議会の就労部会で障害者などの就労状況や現況把握に努めていたり、就労先の開拓や就労支援などを行っている機関、事業所もあります。なかなか情報共有することや働きかけのタイミングなど難しさもありますが、関係部署や関係

機関とも連携を図りながら、このような若者の就労支援にも努めていきたいと考えております。

2点目の役場の各機関で、住民、来客に対しての姿勢についてですが、幾つもの窓口を移動しなければできなかった手続のほとんど、一つの窓口で終わらせるワンストップサービスが行える総合窓口を検討しております。

総合窓口とは、住民の利便性向上のため、町民が関連する複数の手続を1カ所の窓口で集中して行うことができるようにする取り組みで、現在、多くの市町村は、手続ごとに窓口が分かれています。このことは、各窓口が条例や規則等に基づき分割されているためです。このため、町民が複数の手続を一度に行う必要がある場合、例えば引っ越しや結婚等の手続を行うときに、それぞれの部署の窓口を回らなければならない、町民は手間と感じていると思われる。しかし、現在の役場庁舎で総合窓口化を行うには難しい状況がございますので、新庁舎建設とともに検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、職員全てで日々業務を行う中で、親切丁寧な対応を心がけております。特に窓口に係わる職員については、今後も接遇研修等を行い、より質の高い住民サービスを提供していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 先ほどのご答弁、2番目の質問のご答弁からお願いしたいと思いますが、接遇のワンストップサービスをやるという予定ということで、解決できると思いますが、町の中の人、また外から来る人の縁を大切にさせていただきたいということを訴えたいと思いますが、さまざまな町内の催し物で、協力してくださる方との縁を大切に、また、かつて大震災のときに、ボランティアを募ったときに集まってくれた人のその方たちとの縁も大切に、また、外から町に興味があって来られる方に対しての縁も離さずさせていただきたいと思えます。

その中で、この間、全員協議会で吾妻荘の話がありました。ただ、不動産屋さんではないので、幾らで買う、幾らで売る、そういう話ではなくて、吾妻荘という、うちの町では教育施設としても使っていたわけです。ですので高崎とのつながりがあった、この吾妻荘を通して縁があった。こういった縁も大切にさせていただいて、子供たちの教育施設として捉えていた当町の吾妻荘の捉え方もありましたので、向こうの高崎市の教育長とこちらの教育長とテーブルに着いて、子供たちのつながりができるような、そんなところまで縁を深めていただ

ければなど、全てのことから当町との縁を離さないで大切にしていきたいなと思いますが、そんな考えはどうでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆さんにかかわらず、いろんな形でボランティアなり、今までの行事等で協力をなされていた皆様に対する、その縁というものも大切に、この町の行政を展開していくことができれば非常にいいなと、ありがたいなというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 窓口業務をされている職員の方々の気配りは非常に感じております。すぐ飛んできて、対処していただいております。おばあちゃんを本当に抱きかかえるように案内していた職員も見受けられました。

1番目の次に、ひきこもりについてですが、私たちも自分の周りにそういう人がいるのではないかなということ、皆さんも感じているかもしれませんが、自分が1軒1軒回っている中で、何年間の間には実はというお話をいただいています。その中で、県の若者サポートセンター、また、こころの相談センターもあります。また、町長がおっしゃった月2回来るこころの健康相談、また自立支援部会というところにもご相談しながら、そういうところに行ったらいかがですかって個人的に言われた方に、相談された方に対して言って、そういうところに行ってもらっています。そこで、1人で行く人はもう既にこもってはいないわけで、一緒に案内しています。

その中で、そういう支援を、相談を、またケアをずっと続けてきた中で、5人の若者が社会に出られました。1人は時期的に、コンニャクの時期だけアルバイトに出られた。もう1人は、そこの工場に出られた。去年の4月から今までずっと続いています、今まで全然続かなかった人が。また、もう1人は農業、自宅の農業を手伝っています。もう1人は、郵便局のアルバイトに行っています。もう1人は、スーパーに勤められています。もう何年も勤められています。

こうやって、ただほっといただけではこもっていたかもしれないけれども、こころの健康相談というのがありますよ、若者支援センターがありますよということで、ちょっとそっとやっただけで、ちょっと、ちょっとというのも何年というスタンスですけれども。ちゃんと、ほっとけばそのままかもしれないけれども、手当て、また添って一緒に行動する中で、出られたという実感があります。

その中で、どうしたらいいか、そのためにはどのようなことをしていればいいか、若者が外に出るにはどうしたらいいか。ただ、今、こころの健康相談があります、何が、こういう施設がありますとおっしゃいましたが、ただ出なさいよと言っただけでは、どこへ行ったらいいんだろうというのがあります。

そこで提案なんです、ぜひ町長にお願いしたいし、また、社会問題としてほっとけない問題ですので、そのどこへ行ったらいいんだ。そこで、支援する人と支援される人が行ける場所を確保していただきたい。できれば支援センターですね。あがつま支援センターとあわせて、支援する人と支援される人が集まれる場所、そういうのが必要だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 支援する人と支援される方が寄れるところという話でございます。あがつま相談支援センターには相談員の人もいらっしゃいます。面談相談等も行っておりますので、センターにですね、そういうスペースがとれば、そこに設置をしていくのが一番いいのかなというふうに思っております。今後も、なかなかこれ難しい問題でありまして、また、ご本人からの行動もなかなかしづらいものもありますけれども、相談支援センターが主となって、そういう活動をしていただければいいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 今、町長、相談支援センターにつくればいいなとおっしゃいましたが、もう既にトイレを改修したところが面接室ですから、場所がないと思うんですね。そして、民生委員やそれにかかわる方、また支援センターで会議をすることがあると思います。その方たちが、相談に来る人、また相談を受けるカウンセラーが集う場所としては狭いと思うと感想を言っていました。先生方は非常に専門的な勉強をした、すばらしい方です。また、こころの相談に来る方も、そういう方がですね、支援センターというのは非常に狭くて、夢が持てない場所だと思うんですね。そこでやろうって、ちょっと酷なことだと思いますが、そういうのを3町で経営しているものですから、町長、先頭になって、あいた公共施設とかで考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、3町村で行っているものでございますので、今後、スペースの問題とか、今おっしゃいましたように、狭い状況等もありますので、十分に

協議、相談をしながらこの問題に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 町長の答弁の中で、ひきこもりの方どのくらいいるかと思いきやという中で、はっきりした数字とかどのくらいというのは伺いませんでした。それもそのはずで、もしこれがはっきりわかってしまったら、本当に対策をやらなくちゃいけないし、また、それを解決に持っていかうという姿勢がなければ、そんな調査もできないと思うんですね。

ある町では、あるというか秋田県、秋田県は自殺率が一番高いということで対策しているのかもしれないんですけど、秋田県の例があります。藤里町、ご存じでしょうか。藤里町は4,000人の人口です。それで、社会福祉協議会で1人のひきこもりの相談を受けた。知ってしまった以上は何かしなければいけない。社会福祉協議会というのは一つの不幸も見逃さないのがスタンスだそうです。老人福祉は非常に得意なんですけれども、ひきこもり支援なんてやったことがない。しかし、そこで立ち上がった事務局長が、ひきこもり支援のはずがひきこもりのパワーで、かえって地域活性化に乗り出すこととなったという町が藤里町で、これ、本にもなっているんですが。

たまたま安中市で行き会いまして、5月23日にここの菊池まゆみさんという方に会うことができました。ずっとお話聞きたいと思って。安中市というのは、茂木市長さんが県議時代からひきこもりという問題をずっとやっています、それで、たまたま町の方たちのほうでそういう方がいた、支援する人がいたということで、この方呼んで講演会があったんですけども、我が町でも支援する人がいるんですね。

中之条保健所で精神保健の講習会をしたところ、当町の何人かが入って、それで、吾妻郡中で一本の手という、一つの手ですか、グループがあるんです。毎年、中之条保健所で精神の勉強をしております、うちの町の福祉まつりでもブースを出してやっておりますが、その大会が去年、伊香保でありまして、一つのホテルを全部借り切って全国大会というのがありまして、そういう精神支援をするグループが全員集まりまして、代表で行けということで私も参加してまいりました。県議の中でも3人の県議が来ておりましたが、全館そういう人ばかりですから、全国大会で、非常に皆さんが若者の支援について燃えているんですね。びっくりしました。

当町でも支援する人がいますので、福祉協議会、また保健センターの保健師さんにもお世話になって、いろいろ協議しなければいけないと思いますが、これからの少子高齢化の中で、

自分が社会に出て活躍までできていない若者に対して、そういう議論も始めていかななくてはいけないし、また、藤里町のように、かえって若者たちがパワーとなって地域を興している。また、全国でそこがモデルケースになっていますから、全国から視察に行くんですね。また人も集まってくるという。でも、本当に一筋縄でいかなくて、失敗したり、また行き詰まったりしてやっているということですが、全国的に注目されて、視察も大勢行っているということですから、それでも初めの2年、3年かかってやっと5人が出られたぐらいのペースですね。その中で、4,000人の人口で100人の2年以上の不就労者がいたということは、この町だって例外ではないんじゃないか。全国的に同じようなものですよということが、お話がありましたけれども。

やはりこの問題を社会問題として捉えて、町としてもそこに視点を置いていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員おっしゃるとおりでございまして、ひきこもり者に対する対応というものを、これからもあった場合には、きめ細かな対応というものが必要だというふうに思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ひきこもりという言葉を使ってしまいましたが、2年以上の不就労者ということで、外で行き会わなくても、常にあなたのことを気にしていますよというメッセージが送れるようなものが欲しいし、また、今、何回も繰り返しましたが、支援する人、支援してもらいたい人が集えるところ、先進地の例ですが、今の秋田県藤里町ですが、そこにはこみっとという集まれる場所がありました。こもっているとか、不就労とか、病気ではないので、医者がかかわるわけにもいかない。やはり町の人がかかわるしかないんだという話がありました。ここにいらっしゃる皆さん全員が、こういうことも地域活性化のためにも考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○12番（青柳はるみ君） はい。

○議長（一場明夫君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は6月16日午前10時から開きますからご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時43分）

平成27年 6 月 16日 (火曜日)

(第 3 号)

平成27年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第3号)

平成27年6月16日(火) 午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理者	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 長
議 係 水 出 淳

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

連日お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 11番、金澤敏議員。

(11番 金澤 敏君 登壇)

○11番（金澤 敏君） では、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

2点質問があります。

まず、最初の質問です。

当町は、子育て支援として平成18年度から中学校卒業までの医療費無料化を県内自治体の中でも先駆けとして実現してまいりました。数年後には群馬県もそれに倣い、中学校卒業までの医療費無料化を実施いたしました。このような子育て支援の取り組みは全国的にも今注目を集めております。

このように先駆けとして開始した当町の施策が県の施策と発展したことは、まことにすばらしいことだと思っております。この制度を開始してから10年がたとうとしております。子育てを行っている保護者からも高く評価されている施策はさらに発展させるべきです。十年一昔と言われております。これからの子育て支援の拡充のために、ぜひ高校卒業までの医療費無料化に取り組むべきではないでしょうか。町長の認識や見解を求めます。

次の質問は、小規模企業振興基本法に関しての当町の取り組む姿勢を伺います。

昨年6月20日、国会において小規模基本法と小規模支援法が全会一致で成立いたしました。これまでの中小企業政策の大転換が行われたわけです。それまでの政策は、支援対象が創業や急成長型の中小企業に特化していましたが、産業の空洞化や内需の縮小がとまらなかったのが実情です。そこで、事業を継続している、雇用を維持していく、技術を伝承していくこと自体を評価し、持続的発展を目指す小規模事業者の支援を前面に掲げたことで、政策の大転換として法的にも小企業が事業を維持していくこと自体を高く評価する、意義ある内容となっております。

小規模基本法の第7条では、地方公共団体の責務は、施策を策定し及び実施する責務を有するとなっております。それは、とりもなおさず具体的な施策の企画立案、実行は地方公共団体の役割と明確に述べていることでもあります。当町はどのような小規模企業振興計画を策定し、実行していくのか。このことについても町長に伺ってまいります。

あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、金澤議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の高校卒業までの医療費の無料化ですが、当町では、子供、重度心身障害者、ひと

り親家庭を対象としまして、医療費が無料となる福祉医療制度を実施しております。この事業の目的といたしましては、子育て世帯の負担軽減や医療費がかさむ重度心身障害者などの経済的な負担軽減を図ること、また、早期受診により症状が重症化する前に治療がなされることにより、健康管理の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施をしております。

議員ご指摘のとおり、当町の子供を対象とした医療費の無料化につきましては、平成18年7月から、中学校卒業までの入院及び通院を対象といたしまして、群馬県内でも先駆けとなる取り組みとなりました。群馬県ではその後、平成20年4月から、入院に限り対象とし、翌平成21年10月から入院及び通院を補助対象としていただいた経緯がございます。

また、群馬県内の状況でございますが、高校生までの医療費の無料化につきましては、現在は上野村のみが実施をしております。

当町の平成26年度の福祉医療費の総額は1億3,308万円であり、そのうち6,413万円が県からの補助金、また、6,000万円が過疎対策事業債を財源としております。

子育て支援につきましては、町の最重要課題の一つとして考えております。現段階では、高校生相当の年齢までを対象とした医療費の試算は行っておりませんが、財政的な問題もございますので、今後、対象経費等の試算を行い、検討していきたいと思っております。

2点目の小規模企業への支援展開はですが、平成26年6月に小規模企業振興基本法が施行されました。この背景には、小規模企業が、人口減少社会の到来や高齢化、国内外の競争激化や地域経済の低迷等の変動激しい環境に直面している一方で、地方の需要に応え、雇用の一端を担うなど、地域経済の安定と地域住民の生活向上に欠かせない存在であるため、小規模企業の振興が求められております。

町といたしましては、小規模企業が地域の重要な担い手である認識のもと、小規模企業の振興に努めていく必要があると考えております。

具体的な施策といたしましては、小口資金融資促進による資金繰りの支援、空き店舗利活用による創業支援、また、企業立地の優遇措置による創業支援や事業規模の拡大支援を行っておりますが、こうした施策は、小規模企業振興基本法に合致するものと考えております。新たな施策につきましては検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） まず最初の質問について、試算はまだ行っていないということでありまして、試算を行った後で検討していきたいというような今答えがあったわけなんですけ

れども、今まででは試算をしていないというようなことでありましたけれども、効果はどういうことで、そういうことに対しての検証もしていないというように受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげましたように、今後の検討課題ということに捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 私がこの質問をしたことは、まず、今まではこういう国の施策と違うことをやりますと、ペナルティーをもらって、それがペナルティーになるからなかなかできないんですよということで、自治体があんなかそういうものに踏み込んでいかなかったということがあつたんです。ただ、今ペナルティーを国が科すということは、保険料が上がるからということで、そういうことになっていたわけですが、各自治体はいろいろなその自治体、自治体によって施策をとって行く中で、それほど保険料が上がらないという、それほど医療費がかからないということがわかってきて、国も、じゃ、ペナルティーを科すのをやめるかというような方向まで今進んでいるというような話を聞いています。ですから、それまで小学校卒業までの医療費だったのを中学校卒業までの医療費無料化したことによって、我が町はどれだけ医療費がかかったのか、やっぱりこれをしっかりつかむべきだと思うんですよ。それをつかんで、ああ、中学校卒業ぐらい、中学生ぐらいになるとそれほど医者にもかからなくなるというような、そういういろいろなデータもあるわけですから、これがまた高校卒業までとなれば、なおさら医療費はそれほどかからないというようなこともわかってくるとか、そういう実態調査というのは全然していないということでよろしいですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国からのペナルティーというふうなお話もございましたが、窓口で処理をすることによりまして、国がペナルティーを科しているわけでもございまして、それにつきましても今後検討しておりますけれども、対象経費等も今後さらに検証を進めながら、課題として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ぜひそういうことをしっかりと数値化して、データ化して、どうなっているんだということをやっぱりつかんで、それで当町の施策に生かしていくと、そういう姿勢が必要なのではないかなと思うわけです。

今、私、一番最初に言ったように、十年一昔と言われております。我が町は本当に県としても先駆けとして、この中学校卒業までの医療費無料化をなし遂げたわけなんですけれども、もう10年たった。今、町長いろいろ福祉医療のことはおっしゃいました。確かに福祉医療、重要な施策だと思います。それはもう重々理解しておりますけれども、中学校医療費無料化を10年前になし遂げた町として、次は県下の中でも上野村に次ぐ施策として行っていく、そういう気概、そういうものが私としては求めたいと思いますけれども、今の町長の答弁の中では、まだそこまでは至らないというようなことだと思いますけれども、ぜひこの点に関しましても、先駆けとして進めていってほしいなと思います。

私の意見に対してちょっと一言コメントをいただきたいんですけども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点はよくわかっております。今後の課題として取り組んでまいります。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、次に質問いたしました小規模企業振興基本法についての当町の取り組みについて伺いますけれども、今、答弁としてもらったのは、施策はこういうものを行っていますよということを今お聞きしたんですけれども、この基本法によって、第7条で、地方公共団体の責務までしっかり書き込まれているわけですよね。小規模企業振興計画、これを自治体がつくるようにということでもありますけれども、これはもう既につくってあるんですか。それともこれからなんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 計画につきましては今後の仕事でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） いつごろまでにこの計画をつくるのか、その辺をお知らせいただきたいんです。それはなぜかという、やっぱり地方創生と言われていて、何で地方がここまで疲弊したかという中につながってくるわけですよね。そのために地方を再生するためにも、この小規模企業振興基本法ができたのではないかと私は思うわけなんですよね。だから、戦略本部をつくった。だけれども、この町の一番重要である商業に関しての小規模企業振興計画がまだできてない。こういう姿勢ではなかなか地方創生とか言っている、本当の地元、地域が疲弊したままいたんでは、一生懸命笛吹いても踊らないんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、小規模企業、町の経済の重要な部分を占めるものでございます。そのことから、小口資金融資また空き店舗の利活用、企業立地の支援等も行ってきているところでございます。小規模企業振興計画につきましても、今後の課題ということでございまして、それにつきまして今後検討をもって進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） これから振興計画を立てていくということでありましてけれども、それについて、まずは地元のというか、この地域の小規模事業者への実態調査、これが必要だと思うんですね。これは大体その調査するということは、商工会に全部丸投げ、農業に関しては農協とかそういうところへ全部丸投げというような、そういうことで町が主体になってやるということはなかなかないんですね。

これは1つの例なんですけれども、墨田区では基本条例をつくる時なんですけれども、しっかり職員が調査をして、各中小業者のところに行って、いろいろ調べて回ると。そういうことで、その地域の小規模企業が重要性があるということを実に痛感したんだ、それによって墨田区の産業政策の策定や振興に大いに力になったと言うんですね。職員がみずから進んで、みずから出向いて、その実態を調査する。これも東大阪市でも同じようなことが行われて、その中でやっぱり職員の方から、やっぱりこうやって調査したほうが私たちがやってよかったという、そういう声が上がっているということがあります。ぜひこの小規模企業振興計画を立てるときには、商工会とかそういうところへ丸投げするのではなく、職員みずからが調査に入ると、そういう姿勢が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、調査を丸投げというふうな話もございましてけれども、東吾妻町商工会は、この町の商工関係の中心的な役割を果たす機関でございます。そのことから、町といたしましても支援をしております。こういう場合は、やはり東吾妻町商工会との連携によりまして進めるのが一番いいのかなというふうに思っておるところでございます。ですから、商工会職員と、また役場の機関の職員、これが連携をしながらこういうものは進めていくのが一番いいのではないかと考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そういうような答えが来るだろうとは思っていたんですけれども、

じゃ、この小規模事業者という実態は、町長はどう捉えていらっしゃるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、東吾妻町にとって、ここで言う小規模事業者というふうな表現をしておりますけれども、こういった人たちは町の地域経済を担う中心的な事業者でございますので、今後とも商工会を窓口にして、町といたしましても支援をしてみたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そういう答えを求めているんじゃないんですよね。中小企業の約9割は、そこで働いている人も含めてなんですけれども、334万人、じゃない、事業者ですね、これが小規模企業者なんです。個人事業者を初め従業員5人以下の事業者を言うわけなんですけれども、こういう方々が、じゃ、みんな商工会に入っているか。それじゃ調査にならないんじゃないですか。商工会の会員だけの調査に終わっちゃうでしょう、そういうことを私は言っているんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） こういう場合の調査を商工会にお任せをいたしましても、方針として、商工会に入っていない事業者も当然調査対象にはなると、そういうふうにすることが必要だとは考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ぜひそのような取り組みをしていていただきたいと思います。

今、じゃ、我が町もこういうことをやっている、ああいうこともやっているという中で、貸し店舗というか、そこで操業していく方に対しての家賃補助とかいう制度がありますけれども、これは今どのくらいの実績というか、その数値を教えてくださいなんですけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、1例あるようでございます。駅前に1つ、そういう事業者がございまして。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 1例あってよかったなと思っておりますけれども、そういうやっぱりこの町の今の実態をつかんでないから、その補助金のつけ方が、私としてはなかなかうまくいかないんじゃないかなと思っているわけです。前にも私が紹介しましたし、一般質問で言ったんですけれども、高崎市でやっている商店街版のリニューアル、この制度がすごく全国的に

も脚光を浴びて、視察もすごいというような状況の中であるということは質問でわかっていると思いますけれども、これは本当に貸し手も借り手も、そしてその中間に立っている行政も、三方両得と言われているぐらいいい制度として今話題になっているんですけども、この実態はどれだけ理解しているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきまして、ある団体の方がご丁寧に役場に見えまして、その実態等もお話をいただいております。そういう高崎市の例等も今後の1つの検討材料にして、そういうものがこの町にも導入できるならばということで検討はしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） もう何度か同じような質問をしていますので、そろそろ腰を上げていただきたいなという気もありますけれども、それはもう少し時間を待ちましょう。

それで、小規模企業振興計画、これも本当に責務として地方公共団体に課せられているものなんですけれども、これは本当に早くつくらなくてはいけないと思います。ぜひその点を、どう計画を立てて、この成長戦略やら戦略的な地方創生に引っ張って持っていくのか、その点について、もう1回お答え願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきまして小規模企業振興計画、先ほどもお話ししましたように、東吾妻町商工会との連携等も密にしながら、町の小規模事業者の実態等も把握して、今後の課題として取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 計画もまだまだだし、企画立案まで全然していないというような状況ですので、これ以上きつと質問しても何の答えも出てこないのかなと思います。そういう点ではちょっとつらいところがあるんですけども、これは本当に真剣に考えていってもらわないと、この地域が今疲弊している、それがさらに疲弊していく、それを抑えるために政府が51年ぶりに基本法をつくり変えたという、そこをちゃんとつかんでおく必要があると思います。もう政府自身も気づいているんです。ここまで地方を疲弊させてしまったのは自分たちだということを。そのために51年ぶりにこの基本法を変えたと、それもほとんど180度方向を変えたということについて、やっぱりこの町も真剣に取り組む姿勢を示す必要があるのではないかなと私は思いますので、ぜひそういう気概を持ってこれから進めていってもら

いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご意見の点につきましては十分理解をいたしました。今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今の取り組むという答えを聞きまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（一場明夫君） 続いて、6番、佐藤聡一議員。

（6番 佐藤聡一君 登壇）

○6番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、地域公共交通網の再構築について町長にお尋ねいたします。

平成24年度9月議会において一般質問させていただきましたデマンドバスのその後の進展や地域公共交通活性化協議会の議論、いよいよスタートしたスクールバスの一般乗客の混乗の問題について、まず質問いたします。

3月議会の平成27年度予算で、スクールバスの経費が1億5,266万円、既存公共交通に4,754万円、計2億円を計上しておりますが、湯中子線等は朝夕の子ども利用がなくなった状況で、以前は月2,000人の利用から、この4月の実績は245人の利用と激減し、再検討が至急必要と思われま。下仁田町で実施されている下仁田バスの運行方法も検討材料とし、今後、一般公共交通とスクールバスの融合と経費を総合的に判断、地域公共交通活性化協議会の協議も含め、至急この問題の方向性を出さなければいけないと思います。町長はどのように考えておられるかお聞きいたします。

次に、前橋市のデマンド相乗りタクシーの社会実験を調査研究してきた中で、当町でも十分参考になる方法がありました。それについて私の意見も含め申し上げますので、それに対する町長の見解をお聞きいたします。

前橋市では富士見地区でふるんバス、大胡・宮城・粕川地区でふるさとバスを運行し、市内につながる一般公共交通に連絡するデマンドバスを運行しておりますが、それとは別に、市内と隣接する地区との間に社会実験として、デマンド相乗りタクシーを、プレミアム券や地方創生資金1,000万円を使って運行しているとのこと。これは登録できる人を、75歳以上や65歳以上で免許のない人、身体障害者等の障害者や妊産婦、難病者等に絞り、土日祝日を含め、午前7時から午後6時まで、当日予約で1日1人2回まで利用でき、2人以上の相乗りの場合、1人最大500円の補助を、2人で1,000円から、4人で2,000円を1運行に対して支援、登録者が1人で乗車した場合は、1,000円までは500円、1,000円から2,000円までは半額、2,000円を超える場合は1,000円を1運行に対して支援しているとのこと。また、付添人も同乗できますが、支援の対象外とのことでした。ちなみに、富士見から前橋日赤までのタクシー料金は4,000円くらいだそうです。

また、現在実施中の上川淵から前橋市役所間で幾らかかるかのシミュレーションでは、タクシー料金2,980円かかるところを、1人乗車で1,980円負担、2人乗車で1人990円、3人乗車で493円、4人乗車で245円負担とのことでした。

前橋市がこの方法を考えた第一の理由は、高齢者を自宅にこもらせないでまちに出てもらい、刺激を受けることで元気になってもらいたいことを主眼にしたそうです。この方法により、2カ月ずつ3地区で実施中、予算は1カ所160万円で、3カ所、計480万円を計上していますが、2カ月で28回、14往復を利用した人もおりますが、現状90万円を消化しただけということです。登録者は多くいますが、まだタクシーをぜいたく品と考える傾向があり、利用率が上がらないのではと、市の担当者の方はおっしゃっておりました。しかし、市としては、このデマンド相乗りタクシーを今後本格稼働していきたいとのことでした。

これを当町で考えた場合、須賀尾、清水付近から原町までのタクシーでおよそ片道7,000円、バスで1,000円であることを考えると、利用者を前橋のように絞って実施し、福祉目的を主題としたデマンドタクシーを、バス料金プラスアルファ程度の金額で、例えば須賀尾から片道1,000円から1,500円でできるようにし、ドア・ツー・ドアで土日祭日も含め、買い物、病院等を利用できれば、これからの高齢者の自立や活性化につながるのではないのでしょうか。

また、公共交通を廃止して、デマンドタクシーに一般の人も半額程度で乗せる方法もあるのではないかと考えております。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のスクールバスの混乗についてですが、この間、中学校統合に伴うスクールバス運行の導入にあわせ、路線バス運行のあり方や連携が可能なのかを主眼に置き、国や県の関係機関にも相談を行いながら、必要な視察、研修に職員を派遣するなど、調査検討を進めてまいりました。引き続き、現状の路線バス運行形態について、バス事業者や利用者の声とあわせ、関係自治体や関係機関とも相談しながら、地域公共交通活性化協議会を中心に協議を重ねていきたいと考えておりますが、2月2日に開催をいたしました地域公共交通活性化協議会の席でも、収支の厳しい路線の状況や湯中子線の見直し検討について説明したところでございます。

なお、本年度からのスクールバス運行により、4月に入って湯中子線を中心に利用者の乗降調査をバス事業者の協力により実施をいたしました。早急にこの調査結果を精査し、バス事業者と協議を行いながら、利便性が向上することにより利用者の増加が見込めるような見直し案を整理し、許認可を含め、関係機関の指導、町民の皆様への周知や広報など、本年度中に進めていきたいと考えております。

2点目のデマンド型相乗りタクシーについてでございますが、広義において、デマンド型交通とは、予約型の運行形態の輸送サービスを示すと思われませんが、デマンド型交通は、定時定路線型交通と異なり、運行方法、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、さまざまな運行形態が存在するようになると考えております。当然地域住民の移動需要や地形、道路状況等の違いにより、適切な運行形態は異なり、ともすると、デマンド型交通を導入することが全ての問題を解決してくれるという認識を持ち、運行形態を十分に検討することなく、その導入を決定してしまう自治体が散見される状況のようでございます。

議員お示しの前橋市については、そのようなことはないと考えますが、デマンド型相乗りタクシーについて拝見すると、道路運送法の規定により一般乗用旅客自動車運送事業として、タクシーを活用した社会実験の実施のようであります。人口規模や地形、道路状況等に違いのある自治体の事例でございますが、大変に参考になるものと思いますので、職員に調査を行うよう指示しております。

なお、本町の路線バス4路線については、それぞれ過去の経過等がございまして、赤字撤退に伴う代替運行など、現在のバス事業者が道路運送法の手続を経て、乗り合い旅客を運送

する一般旅客自動車運送事業として行っており、県や関係自治体との調整とあわせ、その事業の補助金を町が支出しているところでございます。

また、本町においては、現在、町内のタクシー営業が1社のみになったと把握しておりますが、福祉目的限定で考えたときに、福祉バス事業、社会福祉協議会に委託して運行しております。このあり方や見直しなどもあわせて協議もできればと考え、地域公共交通活性化協議会の構成員に社会福祉協議会と保健福祉課が加わっており、幹事会や分科会を組織して検討に入ったところでございます。

人口減少地域において、交通弱者の移動手段を維持するために地域公共交通体系を確保することは、大変重要な課題であり、これを持続可能に強化するためには、町民の利便性の向上と利用者の増加を図ることが経費の削減にもつながると考えます。

しかしながら、土日祭日の運行やドア・ツー・ドアなど便利にするほど、その経費は増加をし、利用者がふえなければ財政負担の増加が懸念をされます。こうした地域の公共交通のあり方の議論を継続するためにも、法定協議会である地域公共交通活性化協議会の場を、今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

読み違いがございましたので、訂正いたします。

前のほうで地域公共交通活性化協議会、6月2日に開催をいたしました。おわびをして訂正をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 何点か質問したいと思います。

まず、6月2日の湯中子線の調査をしたという話ですが、どのような意見が出たか、もしわかれば、この場で教えていただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 6月2日には地域公共交通活性化協議会を開きましたけれども、これにつきまして、湯中子線につきましては現状の報告と、今後のこれに対する対応をこれから十分にお互いに意見交換をしながらしていきたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 今の答弁ということは、関越交通自体も危機感を持って何とかしたいという方向だということですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 運行会社につきましては、そういった危機感と申しますか、そういうものは町でお金を出しておりますから、それほどないんだと思います。しかし、これからのあり方について、今後町としてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 先ほど数字も申し上げましたが、以前は2,000人から245人、要は10分の1近く数が減っている状況を考えれば、かなり町が補助金を出しているから危機感はないという話とはまた次元が変わると思うので、そういう意味からして、先ほどの答弁の中で、混乗の問題がはっきり答弁いただけていませんが、その考えはどういう話になりそうなんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） スクールバスへの混乗についてでございますけれども、これにつきましては、子供たちの保護者等のご意見等も把握しながら、そして混乗のあり方について、また細部に検討する必要もございますので、今後十分にPTAの皆さん、保護者の皆さんと意見交換をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） こういう状況の中で先ほどの2億円を含めて、タイミングとすると非常に重要な時期に来ているのかなど。前の質問のときも思っていたんですが、前からすると、もう1億円以上ふえてきている話になっていますから、やはり余り悠長なことをして、この問題を先延ばしするという事はよくないかなど。PTAのほうから、危険な人が乗るといふ話の心配が出ていますよという話はお聞きしていますが、その辺はほかの地域でもやっている話、また、今の一般交通にもそういう方が乗って騒ぎを起こしているかということ、今のところそういう話は聞いておりませんので、その辺は対応のやり方は幾つでもあるのかなどという方向で、町長のその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、乗りたい人を全て乗せるという話にはならないんだというふうに思います。やはりご老人ですとか、身障者ですとか、交通弱者というふうなことで、町として認定をする、そういった登録制度みたいなもので、人を確定しながら乗せていくのが必要かなという、今の段階で考えるところではそういうものがあるのではないかなというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 今の答え、次の質問に絡んで、ある意味の方向性を出していただいたかなと思いますが、実際は、今公共交通の一般の人が乗っている部分に、若いというか、働いている世代が乗っているかということ、ほとんど私が見る限りでは乗っていない状況で、やはりお年寄りが病院へ行く、買い物へ行くという部分が主になっているんだろうと思います。そんな人数の中で今の公共交通を回すことを考えると、まず朝夕混乗させることによって、その辺のダブリをまずなくしていく方法が一つあるんだろうと思います。あとは、昼間の時間帯をどうするかという部分、今の話の前橋の次の質問にも絡みますが、社会実験は結局乗る人を絞って、交通弱者と言われる方を中心にやっている話ですから、今度のスクールバスに乗せたとしても、逆に中学生、東は小学生も乗っているのかな、という社会福祉というか、いたわりの気持ちというか、そういう部分を含めて教育にも役に立つんではないかと思うんですが、その辺のお考えはどうですかね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町には、運転免許証を自主返納した方に対する商品券をお渡しするような事業を進めておりますけれども、それによりますと、平成26年が14名、平成27年が現在までに16名ということで、年々ふえてきている状況でございます。そういうような中で、混乗というものも非常に大きなテーマであるというふうに思っておるところでございます。先ほども述べましたように、今後子どもたちの保護者の皆様、そして地域の皆様のご意見等も十分酌み上げる中で、これにつきましては検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 今の答弁で、本当にその方向をぜひ至急出していただけないと難しいかなと。

次の質問のほうに移らせてもらいますが、関連してこれを出したのは、4年前の選挙で、特にお年寄りの女の方から、足がないと、特に土日が足がないという話の中で、やっぱりこれが一番問題かなと。デマンドバスを提案させてもらいましたけれども、デマンドバスの運行の方法もかなりいろいろ4年間見ていって、かなり厳しいなという中で、今回デマンドタクシーという形を提案させてもらっていますが、やはり乗る人の数を考えたときに、かなり絞られているかなというのが実際の話で、もし朝夕、タクシーだと、聞くと要は7時から夜の9時までが受け付けみたいな話になってきてしまっていて、その前の例えば病院、日赤へ行きたいのに6時台のバスに乗る。坂上ではそういう話になってしまうものですから、そういうバスがないという中を考えれば、実際2台動いているのに乗せる方法が一番ベターかな

と。その分の経費はタクシー使わないで、町のバスを使わせてもらう話、それに料金の話は別次元でまた検討してもらおうとしても、究極は下仁田バスみたいに朝夕はただで乗せているということも十分考えられる話だと思うんです。料金を取るということ自体に運転手さんの負担もあるので、そういう福祉、今の話の人を限って福祉にも持っていければ、そういう話も十分成り立つかなと思います。それを昼間の段階をどういうふうにするかという、要は帰ってくる段階をどういうふうにするかというのを、タクシーで相乗りでも何でもいいからやって、それに対する町が負担をある程度やってもらえれば、先ほど免許の返納が平成26年で14人、次が16という話ですが、これから実際もっと一気にふえるかなと。うちの近所を見ている、やっぱり買い物へ行くのに行けないんで、要は運転しているよという80代、90代の方がかなりいます。実際、事故は起きていませんが、半分危ないことも十分あるんで、そういう方が足が確保できれば、どんどん返納の話になってきて、道路交通上も問題がなくなってくるかなという部分もあります。そういう部分で、朝夕は今の足を使って、昼間の時間帯をどういうふうにするかという、これをタクシーという方法で考えられないかなと思うんですが、その辺の町長のお考えを聞かせてもらいたい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 朝夕はスクールバスの混乗で、昼はデマンドタクシーでというご提案だと理解をしておりますけれども、これにつきましては、本当に具体的な現状を十分に把握した上でのご提案だというふうに思っております。ある程度、ワゴンタイプのタクシーなら人数的に非常に最適な運行ができるのではないかなというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、具体的な例をいただきながら、これから十分に検討して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 先ほどの答弁の中で、利便性を上げると経費がかかるという答弁がありました。実際乗る人を限定というか、実際の乗降客を考えたときに、廃止した公共交通、今年度予算でいけば4,750万円まで到達するかどうか、ぜひ検討していただけないかなと。人数でいって、この負担をどういうふうにするかにもよります。半額補助だとか1,000円にしてしまうという、さっきの須賀尾から来れば6,000円近くの町で負担金が出ますので、そういう部分のシミュレーションもしながら、その辺の検討をするお考えはありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご提言、よく理解をいたしました。今後もそういう具体的な事

例等もよく検証しながら検討して、早急に取り組んでいく所存でございますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） その問題はなるべく早く結論を出していただきたいなと思います。先
ほど社会福祉協議会の福祉バスという、これは東でやっている話なんでしょうけれども、話
も出ました。ほかではそういう形で運行しているようではございますけれども、地域の住民の方の要望
というのは土日も含めての話になると思うので、やはり社協なり官でやった場合に、土日の
運行というのはかなり問題というよりは、できづらいのかなと。人間的な問題の部分が出る
ことを考えると、民間の公共交通のタクシーなりバスも一部あり得るのかなと思いますけれ
ども、人件費含めてそういうものを使っていくまずベースをつくって行って、その足りない
部分を本当に福祉でやるのであれば、社会福祉協議会との連携も十分考えられると思うので
すが、基本的には一般的な日常の1週間、これから特に年寄りがふえてきて、私も含めてで
すけれども、町へ出てきてもらって英気を養う。いっとき高崎が合併して倉渕からぐるりん
バスが出ていて、お年寄りの一番の楽しみは孫を連れて、高崎の駅前だ、イオンに行って1
日遊んで帰ってくると。100円で乗せている話があって、要はそういう部分の話を聞してい
る中でいくと、やはり出て行って刺激を受けて帰ってくることによって、要はお年寄りも気
分も健康になるし、医療費もかからなくなるし、なるべく長生きしてもらいながら動いても
らう。自分で動くということが一番大事なのかなと思いますので、その辺、町長のお考えは
どうですかね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点、十分にわかります。お年寄りの福祉の面も十分に兼ね備
えた交通網を再構築ということでございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思
います。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） ぜひ私とすれば、この問題、今回の選挙でも非常に強く感じますし、
いろいろな有権者の方にも言われています。特に坂上は陸の孤島と言われるような部分にな
りつつありますので、やはり同じ状況で生活圈を持っている町の中で、やっぱり等しく生活
していきたいなという部分でいくと、交通の部分を整理してもらえば、あとはそれをぜいた
くを言う人も少ないですから、やはり足、特に年とってからの病院と買い物、坂上も本当に
商店が、先ほどプレミアム券もありましたが、商店一気に減って行っていきますので、買うと

ころがないよと。今うちのほうで言えば倉渕のセブンイレブンが売りに来るぐらいになって
いますが、やはり自分で選んで、好きなものを買えるには、やっぱりこういう大型店がある
ほうへ出てくるほうが刺激にもなるのかなと。いろいろな意味から言って、やっぱり交通を
整備してもらおうということが年寄りの元気につながってくるし、私としても町の発展につな
がるのかなというふうにも感じますので、その辺を最後に一言お願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問を通してご意見、他市町村の状況等もご説明いただきまして、
今後十分に検討をし、進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） ぜひこの問題、残りの私の任期で言えば、4年の間に解決する話より
もっと早く、二、三年で何とか方向を出したいなと思っているぐらいの重要事項ですので、
ぜひ町長のほうも本気で前へ進めてもらうことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○6番（佐藤聡一君） はい。

○議長（一場明夫君） 以上で、佐藤聡一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

(午前 11時03分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前 11時15分)

◇ 重 野 能 之 君

○議長（一場明夫君） 引き続き一般質問を行います。

続いて、4番、重野能之議員。

(4番 重野能之君 登壇)

○4番（重野能之君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回質問の項目として、行政と議会一体の町づくりについて、ひとり親家庭支援についての2つの項目を質問させていただきます。

なお、行政と議会一体の町づくりについてでは、本年5月から議会構成も新しくなり、基本的なことと思われるかも知れませんが、あえて、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、行政と議会一体の町づくりについてであります。今ほど行政執行部と議会が一つになることが求められているときはありません。そして、一つにならなければ、この厳しい地方の時代を乗り切ることが絶対にできないと、私は考えております。中山間地を初めとする厳しい少子高齢化、人口減少、景気の低迷等によって、地方の過疎化がとまりません。

当町においても、国の地方創生施策に基づき総合戦略本部が設置され、今後の東吾妻町の命運を左右する重大な責任と期待が課せられております。政治の世界も一つの町を形づくっていくのも、人であります。東吾妻町の将来に向けて、より多くの町民の方々が納得できる町をつくり、残すことができるかどうかは、町長を初めとする執行部の、あるいは議会議員、そして職員の方々の心一つ、腹一つにかかっているのではないのでしょうか。心に何を思い、行動するかで、この町の将来が決定されます。町民の方々の心にも光が当たる町政が、政治が求められています。

さて、当町においては、去る4月の町議会議員選挙によって議会構成が変わり、また、5月の臨時会において、新しい正副議長も選出されました。新生議会が誕生いたしました。この臨時会において、一場新議長が就任挨拶をされましたが、その中には、みんなと力を合わせて、公平公正な議会運営、町民に開かれた議会、政策提言のできる議会をとの旨の非常に重い言葉を述べられました。私自身、この一場議長のお言葉に深く強く感銘を受けた議員の1人です。今、議会においてはそれぞれ議員個々に考え方が違うこともありますが、町をよくするために、力と心を合わせ、一致団結していくことが求められていると考えます。私も若い人間であり、まだまだ雑巾がけの身分ですが、決意を新たにしております。

一方、議会の存在意義も行政執行機関のチェック機能は当然であります。今、この時代には、執行機関と互いにスクラムを組み、心を通わせ、町づくりに協力し合うことも重要なことではないでしょうか。

また、議会と同時に、町長を初めとする執行機関、行政のあり方も今強く問われているように思います。町民の方々の多くの支持を受け、町づくりのかじ取りを託された町長の責任

は重く、また、同時に、多くの期待が存在しております。町政の基本は、やはり町の執行長である町長の意向が最大限に尊重されるべきものと私は考えます。その中で、町づくりの過程をどのようなスタンスで議会とともに歩むのかも重要であります。

以上の観点から、1点目として、よりよい町づくりのために、行政執行機関はどうあるべきとお考えでしょうか。

2点目として、議会と一体となった町づくり体制の構築が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、ひとり親家庭支援についてであります。この支援に関することは、誰もが本当の意味で幸せに生きられるために、声なき声をいかに政治行政が吸収し、政策としてしっかり実行していくかが問われることと思います。さまざまな事情を抱え、シングルマザー、シングルファーザーとして懸命に働きながら子育てに励まれ、専念されている町民の方々がおられます。児童扶養手当受給世帯だけでも82世帯であります。母子会を初めとする各種の支援事業もありますが、受ける側も、そして実施主体もともに悩み、さまざまな苦労をされています。当町に限らず、社会全体にとってかけがえのない宝である大切な子供たち、そしてひとり親家庭の父母の方々のさらなる支援策が求められていると考えます。

そこで、ひとり親家庭への支援の現状と課題をどのように認識され、お考えかをお聞きいたします。

以上、3点を質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の行政と議会一体の町づくりについてでございますが、地方自治制度においては、主権者である町民が執行機関の長である町長と議決機関である議会の議員を直接選挙で選び、町民が間接的に行政運営に参画することとなっております。町民から選ばれた町長及び議会議員は、ともに町民の代表として、それぞれの職務について町民に対する責任を持っており、町長と議会が車の両輪のように協力するとともに、相互に牽制し合うことによって独断や専行を防止し、公正公平、そして町民のための民主的な行政運営を行うことが期待されております。

また、町民による自治を徹底するため、直接参政の手段として直接請求、住民投票、住民

監査請求及び住民訴訟の制度が保障されているとともに、議会には町長に対する不信任議決権が、町長には議会解散権が与えられております。

このように議会、行政、町民はそれぞれの権利、権能に基づき、それぞれが役割をバランスよく果たしていくことによって、自治体における円滑な行政運営と地域社会の福祉の向上に寄与することが求められていると考えております。議会とは地方創生に向け、また、町民のための町づくりのために、良好な関係を保っていききたいと考えております。

2点目のひとり親家庭支援ですが、経済的支援として児童扶養手当、児童手当の支給、保育所保育料の軽減を図っておるところでございます。医療費の助成としては、ひとり親家庭等医療費助成を行っております。また、保育所入所優遇や学童保育所の整備による就労支援や、県で実施をしております事業の紹介等を行っております。

課題としましては、ひとり親家庭の所得水準は総じて低く、特に母子世帯の平均稼働所得は、子供のいる世帯の平均稼働所得の3割弱にとどまっており、ひとり親家庭の所得水準の向上、自立に向けた就業支援の充実が求められております。

一方で、生計と子育てを担うひとり親には、就業支援だけでなく、子育て、生活支援を合わせた支援が必要であると考えております。このような支援は町単独で実施できるものではなく、関係機関との連携を密にし、それぞれの支援メニューについて情報を共有し、総合的、包括的なサービス提供が必要であると考えております。

平成26年4月に母子及び寡婦福祉法が一部改正をされ、地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、関係機関の相互協力が規定されました。群馬県が主体で各保健福祉事務所を単位として、本年度より開催するひとり親家庭支援担当者会議や渋川公共職業安定所中之条出張所主体で開催をする就労自立促進事業協議会等に積極的に参加をし、ニーズに合わせたサービスを紹介できるよう、連携をさらに密にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 1点目の行政と議会一体の町づくりについてということでご答弁をいただきました。町を歩いていますと、いろいろ町民の方々の議会、町全体ですかね、いろいろな意見を聞く機会がありまして、特に自分も去年4月からお世話になっているんですけども、町議会は今大変だね、大変そうだねとか、いろいろそういった意見も聞きまして、私自身は、全員で、みんな私の大先輩ですから、もちろん町長初め、皆さん執行部もみんな心

を込めて、力合わせて、心合わせて、自分はやっていると私はそういうものを見ていますので、実感をしていますので、そういう話をさせていただいております。特にこれから本当に厳しいいろいろな時代になっていきますので、今まで以上に議会との議論はもちろん必要なんですけれども、議会を離れたときには、それらを超越した形での話し合いというか、意見交換等の場をざっくばらんにできるような、そういったものを、議会もそうかもしれませんけれども、執行機関のほうからも投げかけていただきたいというふうに思います。そちらのほうを私も提案させていただきます。

それで、またひとり親家庭支援についてということで、先ほど町長からも課題を上げていただきました。当町のひとり親家庭の状況を見ましても、母親、母子家庭が児童扶養手当受給世帯だけでも70世帯、その中で働かれている方も68人ですかね、それで、また子供の状況も、小学生、中学生を育てている母親、1人で頑張っているお母さんが圧倒的に多いという数字であります。そういった中で、いろいろ意見も聞きまして、やはり聞こえてくるのが、財政というか、家計の話ですね。やはり非常に生活がきついというざっくばらんな本当のそういう意見がありまして、国、町独自でそれはいろいろ財源的にも不可能かもしれませんが、とにかく生活が苦しい、苦しいという声そのまま出ております。多く聞かれてきております。そしてまた、婚活事業とよくいろいろあるんですけれども、再婚あるいは出会い、ある程度小さいときに子供を抱えながら離婚されて、ある程度子供を育ててきて、今度は自分も新たな出会い、再婚ということを考えている。あるいはまだ子供が小さく、子供が小さいうちに再婚を早くして、父親とそういった1つの家庭をつくりたいというお母さんもいますが、なかなか出会いの場がない、そして、時間がない、子供を見てくれる人がいない、こういった声も聞かれております。

そして、また全国的にはそういった中で、これは非常に現実的な話になってしまいますが、そういう中で最近報道等でもよく頻繁にニュースで流れておりますが、1人で子供を育てている母親がおつき合いを始めて、いわゆる内縁の夫による児童虐待あるいはDV、こういった問題が、当町ではそこまでの大事件を私は聞いておりませんが、実際にそういった事件も発生しております。ですから、ここら辺の誰もが幸せに、やはりいろいろ亡くなられたり、あるいはやむを得ない事情で離婚されたりという、いろいろな事情を抱えている方々のそういった出会い、婚活、再婚活支援みたいなことも、そこら辺は特に婚活支援と、その後のケアも、あえて民間だけでどうしてもそこら辺に責任というのが少なくなってくると思うんですね。そこら辺にも行政がある程度関与というか、窓口というか、相談窓口というか、もう

少し母親の、あるいは父親の、そういった細かい意見や要望を直接行政に、町に伝えられるような窓口システム等も、さらなる親に対する医療費等も含めて、そういった声が聞けるような窓口を設けていただけたらというような提案をしたいと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、ご提案をいただきましたひとり親さん向けの婚活というふうなお話がありました。ひとり親に限った婚活ではないんですけれども、地方創生の中で婚活を行いたいということで予算計上しております。その中でひとり親向けの部分といいますか、そういうコーナーといいますか、そういうものができるようでしたら、そこで対応できるかなというふうに思います。実態としてひとり親の父、母も、母親のほうに偏って、多いという点もありますけれども、そのようなことで対応できたらなというふうに思っております。今後十分に検討してまいりたいと思っております。

また、そういうひとり親の皆さんの相談窓口というふうなことでございますけれども、今の保健福祉課にもそのような対応が窓口でできるというふうには思っておりますけれども、社会福祉協議会のほうには母子、寡婦関係の団体事務局もございますので、そういう社会福祉協議会の中でも相談ができるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ひとり親の皆さんと行政とのそういうキャッチボールといいますか、そういうものがより以上現在よりできればなというふうに思っておるところでございます。

そのひとり親の問題の前に、執行部と議会との話し合いの場というふうなご意見もございました。これにつきましても、そういう时期的なものも十分検討しながら、こちらのほうもまた議会の皆様とのお話し合いといいますか、検討の中で進めてまいればというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ひとり親家庭の社会福祉協議会が窓口、事務局になっている母子会あるいはエプロンの会等も群馬県に委託されて、吾妻のそういったひとり親家庭の支援事業を幾つかされているような状況というのは聞いているんですが、なかなかその母子会に関しては、年代の高い母親の方が今現実、そういった年齢の高い女性、お母さんが、対象は全員なんですけど、どうしても参加してくる方が年の若い人が少ないということで、なかなか本当に困っている年齢層の若いシングルマザー、シングルファーザーの声が届きにくいというよう

な状況だというのは、ちょっと私のほうも聞いております。そういった意味もありましたので、行政、町としてひとり親支援のさらなる充実を求めたいというふうに思いまして、今回この質問をさせていただきました。さらなる充実を求め、また議会との意思疎通、そういったものを求めまして、私の質問を終わりにいたします。

まとまらない質問で失礼いたしました。

○議長（一場明夫君） 町長のほうで答弁ありますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員のご質問、ご提言等もいただきました。今後十分にその内容について分析、検討、そしてできるものは進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で重野能之議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成27年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会されました今期定例会におきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件9件、平成27年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係3件、報告関係1件、全てを原案どおりご議決いただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心なご審議とご指導に、敬意と感謝を申し上げます。

さて、今月18日には群馬県知事選挙が告示され、19日から来月4日まで期日前投票、5日に投開票が予定されております。今後の県政を占う重要な選挙になるものと思います。

終わりに、議員の皆様方には公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興、発展のために今後ますますご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

平成27年第2回定例会は、議会改選後初の定例会であり、6月5日から本日まで12日間にわたり開催されました。この間、議会では、町の重要課題を調査検討するため、4つの特別委員会を設置し、議会構成の充実を図りました。加えて、副町長の選任を初めとした人事

案件、補正予算、請願書・意見書など終始熱心にご審議を賜りました。

また、町政一般質問には8人が立ち、ここに終了することができました。

12日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

会議の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思ひます。今後の事務執行にそれらが十分生かされるものと期待いたします。

蒸し暑い毎日が続くようになってまいりますが、皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、各方面にわたり一層のご活躍をご期待申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもって、平成27年第2回定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

（午前11時44分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 竹 淵 博 行

署名議員 佐 藤 聡 一

署名議員 根 津 光 儀